

第十六回 参議院厚生委員会會議録第二十五号

(四八五)

昭和二十八年七月三十一日(金曜日)午前十時四十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 盛潤君
常岡 一郎君
江田 三郎君

委員

柳原 亨君
高野 一夫君
中山 壽彦君
横山 フク君
西岡 ハル君
林 了君
廣瀬 久忠君
藤原 道子君
湯山 勇君
山下 義信君
有馬 英二君

国務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省医務局長 曾田 長宗君
事務局側
常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁巳君
会専門員 仁巳君

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○い、予防法案(内閣提出、衆議院送付)
○小委員長の報告

○委員長(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

理事藤原道子君から理事を辞任したとの申出がございました。これを承認することに御異議ございませんか。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○湯山勇君 理事互選の方法は、成規の手続を省略いたしました。委員長の指名とせられんことの動議を提出いたします。

○山下義信君 只今の湯山委員の動議に賛成いたします。

○委員長(堂森芳夫君) それでは只今の湯山君の動議に御異議ございませんか。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 次は昨日のらに關する小委員会の委員並びに委員長、理事の懇談会におきまして、本日の委員会の傍聴において、予防法案を議題とするように申合せがあつたようにございますが、この際今後の委員

会の運営に關しまして、委員長と理事の打合せを行いたいと存じます。暫時休憩をいたしたいと存じます。御異議ないものと認めておいてそのように図ります。

の威力を以て何でもかんでも押し進めに行くのだという考えでやりになり。ますならば別でありますけれども、私もといたしましては、委員長、理事を信頼いたしまして、この行詰つた事態に對しまして御善処をお願いしたい。又私もといたしましては、できないだけ民主主義のルールを信奉したいと考へまして御決定になりましたことにございまして、あえて異議を持つものではないと存じます。

○委員長(堂森芳夫君) 厚生委員会を再開いたします。休憩中に廣瀬委員は九名から厚生委員会を直ちに再開せられたとの要求がございましたが、委員会の円満なる運営のために委員長、理事の打合せをしておりまして、その点御了承をお願いいたします。

○山下義信君 議事の進行について発言を求めます。只今開会を宣せられると同時に、小委員長の報告を求められたいのでありますが、私も昨晩の小委員会におきましてはこの法案の議事の進行の上に重大な申合せをいたしましたのであります。その申合せに基づきまして小委員会の運営、議事進行をいたして

副わなないような事態が生じて参りましたので、その善後策につきまして協議いたしました結果、ついに意見の一致をみないで、この事態の收拾につきまして、委員長、理事会で御善処願いたいというこの希望を申し出たのであります。その節私どもは率直に申しまして少数党でもございまして、多数

の威力を以て何でもかんでも押し進めに行くのだという考えでやりになり。ますならば別でありますけれども、私もといたしましては、委員長、理事を信頼いたしまして、この行詰つた事態に對しまして御善処をお願いしたい。又私もといたしましては、できないだけ民主主義のルールを信奉したいと考へまして御決定になりましたことにございまして、あえて異議を持つものではないと存じます。

○山下義信君 議事の進行について発言を求めます。只今開会を宣せられると同時に、小委員長の報告を求められたいのでありますが、私も昨晩の小委員会におきましてはこの法案の議事の進行の上に重大な申合せをいたしましたのであります。その申合せに基づきまして小委員会の運営、議事進行をいたして

副わなないような事態が生じて参りましたので、その善後策につきまして協議いたしました結果、ついに意見の一致をみないで、この事態の收拾につきまして、委員長、理事会で御善処願いたいというこの希望を申し出たのであります。その節私どもは率直に申しまして少数党でもございまして、多数

の威力を以て何でもかんでも押し進めに行くのだという考えでやりになり。ますならば別でありますけれども、私もといたしましては、委員長、理事を信頼いたしまして、この行詰つた事態に對しまして御善処をお願いしたい。又私もといたしましては、できないだけ民主主義のルールを信奉したいと考へまして御決定になりましたことにございまして、あえて異議を持つものではないと存じます。

○山下義信君 議事の進行について発言を求めます。只今開会を宣せられると同時に、小委員長の報告を求められたいのでありますが、私も昨晩の小委員会におきましてはこの法案の議事の進行の上に重大な申合せをいたしましたのであります。その申合せに基づきまして小委員会の運営、議事進行をいたして

副わなないような事態が生じて参りましたので、その善後策につきまして協議いたしました結果、ついに意見の一致をみないで、この事態の收拾につきまして、委員長、理事会で御善処願いたいというこの希望を申し出たのであります。その節私どもは率直に申しまして少数党でもございまして、多数

の威力を以て何でもかんでも押し進めに行くのだという考えでやりになり。ますならば別でありますけれども、私もといたしましては、委員長、理事を信頼いたしまして、この行詰つた事態に對しまして御善処をお願いしたい。又私もといたしましては、できないだけ民主主義のルールを信奉したいと考へまして御決定になりましたことにございまして、あえて異議を持つものではないと存じます。

委員会を開催し、質疑応答をするというところにつきまして前段申述べましたように、昨晩の小委員会で大なる申合せ等もありましたことをごさいますから、その辺が明白にならずいたしまして、厚生大臣との質疑応答を開始し或いはその他の質疑をお進めになるというところについては、私もまだどうなさるのではありませんか、全く五里霧中でありまして、その御予定が了承しかねますので、その点御説明をお願いしたいと思っております。

○委員長(堂森芳夫君) 山下委員の御発言もございまして、先刻来委員長、理事の打合せをいたしました経過について御報告申し上げます。結論を申し上げますと、小委員長の御報告を願ひまして、それが終りましたならば、その小委員長の報告に対して御質疑がございまして、お願いする、同時に政府に対する質疑も合せてお願いいたしますが、こういうことが結論でございます。又委員長、理事の打合せに時間がかかりましたことは、いろいろと小委員会の委員のかたの間に於いて必ずしもこの法案の審議に対する認識と申しますか、そういう点において、必ずしも一致したと申しますか、或いは何か齟齬があるというふうな考えましたので、理事のかたといろく相談、時間がかかったわけでありまして、とにかく小委員長の報告を願ひまして、更にその報告後政府にも合せて質疑を委員諸氏からお願い申し上げます、こういうような決点でございした。

○山下義信君 委員長の只今の御説明では、私も十分納得しかねる点もあります、それは別といたしまして、

て、我々は小委員会におきまして只今申述べましたように、本案の扱い方、即ち議事の進行につきまして、重大な申合せをいたしましたのでございします。そのことが非常に難関にぶつかっておりまして、委員長、理事会でお裁きを願ひ、そのお裁きの結果でどういうふうな進行方法を定められても、我々は多数決の原理によりましてお任せするよりほか仕方がないというところをはつきりしたことを申し上げたのであります。然るに只今の御説明では、小委員会が話し合った事柄の片付き方というものは、何ら御説明の中にお触れにならないのであります。我々は、小委員会といひましては、その点を明確にしておきますことは当然の義務であります。この議事を御進行に相成りますに当たりましては、先ずそのことがどうなつたのであるかというのを私は伺わなくてはならぬと考えるのでございします。その点の御説明を煩わしいと思ふのであります。

○委員長(堂森芳夫君) 私が先刻申しましたら、小委員の各氏の間に必ずしも認識と申しますか、何かそこに齟齬がある、こういうふうな申しましたことは、この法案に対して、少くとも今年度において療養所内に対するいろいろな方面における財政的措置というものについて、もつと政府に善処を求め、これを実現させるといふような事柄が、小委員の全員の一致した意見であつた。これが実現しないことには小委員会としてはなかな／＼むずかしい事情がある、こういうふうには承知しておりますので、各理事或いは編原小委員など御来席願ひまして、いろいろ話し合ひをいたしました、その

点についても必ずしもそういうふうな事柄が、私の認識でははつきり、そういうふうな小委員会の、政府側に実現させる、こういうことが一つの申合せであつたとは言えない、こういうふうな御意見もございまして、いろいろ／＼その後、理事であります江田委員或いは山下委員、藤原委員、御三人が厚生大臣にも合つて頂いたわけでございますが、なか／＼その点が結論がむずかしいようであつた、こういうふうには私に受取りました。

○山下義信君 非常に重大な答弁といひますが、御説明があつたようであります。先ず私は、委員長が先ほどの御説明の中に、この法案についての各委員の考え方が必ずしも一致してないか、その間に意見の食い違いがあつた、その間に意見の食い違いがあつたという言葉がありまして、何をおつしやるだろうか、実は合点がいかなくなつたのであります。この法案に對しましては、各委員がそれ／＼意見が異なつておりますことは、これは現実の事実であります。併し只今重ねて伺ひましたところが、今の委員長の御答弁によりますと、昨晩の私共の申合せについての解釈が、同じ小委員の中に於いても、その取り方が必ずしも一致しなかつたといふことをお述べになつたのでよくわかりました。前段の、齟齬が少しあるように見受けられたことの意味が、あとの御答弁で私は承知したのであります。併し私は非常に重大でございしますが、併しなからいふことを申し上げておつても水掛論、何も確たる記録が昨晩残してあるわけではないのであります、私はこれは小委員が満場一致でこの申合せには異議がないと解釈しておるのであります、

併しなから、その申合せ事項の考え方、その解釈というもののについて、今日になりまして委員に食い違いがあるというところになりますれば、これはもう止むを得ないことで、それを追及いたしてみたいところで水掛論でございしますから、どこに間違ひが存在したか、それはいわゆる水掛論に終ることとてございしますが、併しこのことにつきまして、私は事態を明白にしておいて頂きたい。なお只今小委員長から厚生大臣に、江田委員、山下委員、藤原委員が会つたようであるが云々といふ言葉がありました。これは私はこの機会に、一身上のその点についての弁明を簡単にさせておいて頂かなければならぬ。私も野党、この法案の審議が紛糾を来しておることは事実なです。その間に野党の私も議員が、政府の当路の大臣と会見したといふことにつきましては、それだけではあとに私どもといひましては誤解を招く虞れがあります。そこで私は事実を申述べておかなければなりません。

先ほど理事会がいろいろと難行したと言ひますか、お話し合ひがむずかしくなりました。結局は恐らく各小委員に於いての思い違ひの点があると委員長がお述べになつたのは、この政府の答弁に關することであると思ふのであります。即ち療養所関係の経費に關する當局の所信を質すという、その政府が如何なる態度に出るかというその一点にあるだらうと思ふのであります。私も先刻厚生大臣を訪ねたのは、江田委員が理事会の模様をお渡しになりました、どうも納得しがたいところもあるから、いつそ野党たる我々は当局の考え方がどういふものであるかと

いう真意だけを直接質しておくがよろうというので、その政府の真意を質しに参つたのであります。と申しますのは、その政府の答弁そのものが、今日の議事の進行に重大なる關係があるのございします。その政府の答弁というものを小委員会が検討いたしておきまして、そうして、その結果に基づきまして、本日厚生大臣に改めて責任のある御答弁を求め、又その他に懸案となつております藤原委員その他の問題もこの際明らかにしておくといふことが、昨晩の小委員会の申合せ事項であつたのであります。然るにその政府の答弁をあらかじめ事務当局に二、三徴して見ますと、私どもの期待と非常に相反する、即ち小委員会の申合せのその精神と非常に距りがありますので、或いは小委員会の真意が厚生大臣に完全に通じないでいるのではあるまいか、我々は野党でございしますから、その間与党の間僚諸君と政府との間のことは存じませんので、或いは我々の熱意が、我々の真意が厚生大臣まで完全に通じないところがあるのではあるまいかと私は存じまして、江田委員のお誘ひに同伴いたしまして、我々がその点について非常にこれを重大視しておりますし、又昨晩の申合せ事項を野党として申述べに参つたのでございしますから、この点は明らかにいたしておきたいと思ひます。そこで私は委員長、理事会におきましては、小委員会の申合せ事項の中に、各委員の中に必ずしも解釈が同一でない、一致していないといふことを理事会で御判断に相成つたといふことを私は非常に重大であると思ふのであります。これは明らかに申しますと、昨晩の小委員

は明らかに申しますと、昨晩の小委員

は明らかに申しますと、昨晩の小委員

これまでの申合せはなかつた、こういう御解釈と私は只今承つたのであります。私は廣瀬小委員長のいわゆる御言、御答弁と、榊原委員の御承言と間に、すでに食い違いがあるわけでありまして、私は両委員のその食い違を追究しようとは思いませんが、私その点を明らかにいたしませんと、委員長といたしまして虚構の事実を申すべ、或いは無実なことを開陳いたしましうということになりますと、本員といたしましても誠に心外でございます。この申合せ事項のありましたことは、後に委員長理事の御参加を願ひまして、私は小委員の一人といたしましたので、小委員会がどうして難航をしておるのか、どの難関にぶつかつておるのであるかという点を、事態を、委員長、理事に訴えまするために、休憩部長の小委員会におきましては、かくのごとき話し合いがあつたかということを上げたのであります。若しその際にそんな申合せはなかつたのだとおしやるならば、なぜ小委員長はその席で御否定なさらんのでございましょうか。これはその小委員会だけが開き下さつたばかりでなく、他の委員長、理事にも御参加を願ひ、又同僚委員にも小委員会外の意見として御列席も給つたのであります。現に常岡委員も又高野委員も御参加下さつた。又、事重大でありますので、専門員も列席をいたしたのでございます。このような申合せ事項は全然なかつたということはどうしてさようにおとしやるのでありますか、私は小委員長のお考えにつきましても付度(ついで)に苦しむのでございますが、私どもといたしましては、この問題の法案の進行をスムーズにさせるという見

地に立ちまして、協力の態度を明白にいたしたのでございます。そうしてでき得べくんば会期中に結論を出すということにつきましては同調いたしましたのであります。その会期が今日三十一日きりか、或いは延長されるか不明でございますから、二段構えといたしまして今日の三十一日中にこの結論を出すことに協力を惜しまない旨の公約をいたしたのでございます。而して万一会期が延長されるということになりましたらば、本案の審議の取扱ひ方につきましては、改めて事態に即応いたしまして相談をいたそうではないかというところに相成つたのであります。従ひまして会期中に結論を出す。この法案の審議をなめらかに進行させるというために厚生委員会を開き、厚生大臣の出席を求め、廣瀬小委員長のいわゆる中間報告をされることを是認いたしましたのでございます。而して同時に我々といしましては、この法案を離れて療養所の整備、或いは患者諸君の福祉の上に政府当局がどれだけの考慮をするかということにつきまして、質疑応答の形式を以てその所信を質すというところに相成つたのでございます。今一点のことは、これは私はこの席で申し上げることをはばかりです。而して政府当局に質疑いたします。而してその内容につきましては、ど

併しながら私も政府に質さんとするその意思につきましては、即ちこれらの患者の処遇、福祉の關係の諸費の問題につきましては、その趣旨につきましては、小委員会の一定の結論が出たわけではございませんけれども、これは改善するということにつきましては、全小委員のおかたに、何人も御異論はなかつたのであります。殊にその点有馬委員は指摘せられて、この法案審議につきまして朝野両党が額に汗して闘つたけれども、併しここに至つて眞に患者の福祉についてかくのごとき結果が生れて来たというところについてはかくのごとき熱意の結果が生れて来たというところについては多とすというお言葉があつたのであります。従ひまして私もこの法案がこれを入れるがごとき答弁を必ずしも固守して求めようとするものではございません。併しながら、できるだけ政府がその改善の誠意を示すことを期待いたしましたことは、これは暗々裡に各小委員のかたがたが御了承に相成るところであつたと思ふ。然るにその後開かれましてこの小委員会におきまして、關係事務当局が参りまして、あらかじめ事前にその意思を質して見ますというところ、或る一点を除きまして、その他は殆んど零なのでござい

の、私は昨晩の行詰つた状態であると存じます。私もそれはそれの点につきまして、もとより希望を持つております。併し我々の希望が一〇〇%容れられなければいけないということを申した覚えはないのでございます。然るに政府のほうの、一応何といひますか、事務当局だけの考えを聞いて見ますというところ、一〇〇%どころか殆んど零なのでございます。これが現実でございます。もとより我々はこの問題の解決の上に、本日小委員長の経過報告を了承し、又会期中に結論を見出すことに協力を惜しまなかつた。この解決点のその一つでありますそれらの点につきまして、不十分の状態であります状態をどうすべきかということとを憂慮いたしましたのでございます。併しながら多数の諸君が、その点は不十分でも、多数の威力を以て一挙にやつて行こうじやないかという、数の力で以て我々に有無を言わさずやるといふならば、これは多数の諸君の御自由でございます。併しながら本日ここに厚生委員会を開き、厚生大臣の出席を求め、厚生大臣に質疑し、その前段に小委員長の報告をすることについて、我々が協力いたしまして了承いたしましたゆえんのもの、右の問題が同時に申合せいたしました小委員会において扱われたことは、事実なのでございます。若し私に微塵でも虚言がござい

ん。まだ／＼それ以上のことがございまして、それは政治的な言葉でございしますが、大体の骨子は私は只今の通りであると確信をいたしておるのであります。従ひまして小委員会におきまして申合せはなかつたんだ、そんなことはなかつたんだ、まあ申合せは違ふんだ、こういうことに委員長、理事会で御審判相成るといふことになりまして、本日厚生委員会の議事をお進めになりますことは、小委員会の申合せによつてここに実現するのでございしますから、一応私はこれも御破算に願わなければなりません。又昨晩の申合せで各小委員間の見解に食い違ひがあるということになりますれば、改めて私は小委員会に御諮問になつて、その食い違ひの点を調節せられて、そしてこれらの申合せが存続するか、認めるか認めないか、食い違ひがある点の小委員会にお諮りを願わなければ、委員長、理事会で以て一部の……私も一部でございしますが、一部の小委員の言うところを以て直ちに食い違ひがあると思はれますかどうかということ、私は御判断が輕率ではないかと考へるのであります。従ひまして本日の議事進行は、決して私はお邪魔をいたしません。或いは私は若しも命ぜられますならばこの席から退席もいたしますが、本日の議事を開きますことは、小委員会の申合せによつて開いてるのでございしますから、その小委員会の申合せ事項に疑義がある、或いはそういうものは存在していないということになれば、改めて本日の議事進行につきましてはその点を明確にしてお進めに相成りますことが小委員会の

設立でありまして建前からいひ、小委員会の申合せ事項と関連があることと、いいその点は明白にいたさなければ、本日の議事進行は私は道理に背くものではないかと思ふ。多数の力を以ておやりになることは自由であります。併しながら我々は少なくとも民主国会にこうして席を列しておつて、昔日のごとき横暴は私は許されんと思ふのであります。多数にものを言わすというのも一つの暴力であります。私はそういうことは、賢明なる同僚諸君がなすはずはないと思ひますので、事態を明瞭になりますならば、私は本日直ちに如何様なる多数の力でこれが取扱いに相成りましたも、我々は否むところではないのであります。私といしましては、事態が不明瞭のままに、何が何であつたか、どうであつたか、のちに至つてああである、こうであると言つていらくと事柄が歪曲せられますことを遺憾に存じますので、この議事進行に當りまして事態を明白にして頂いてお進め願ひたいと希望いたす次第であります。その点御明確に願ひたい。

○廣瀬久忠君 只今山下委員のお言葉の中で、全然申合せがなかつたというやうなことは私は少しも申しておりません。ただ現在問題になつて居るのは何でありますか。これは私の委員長報告をするかしないかということが昨日来の問題であります。その問題が如何なる条件にかかつて私が報告をするかを妨げられて居るかと申しますと、先ほど来お話のあつた厚生当局と山下委員との間の予算質問に關する満足なる当局の答弁を得られないという

ことが条件にかかりまして、私の答弁は認められないで、昨晩は私はその点について、有馬委員が予算の答弁の問題と、それから委員長の報告とは切離したかどうかというところをおつしやつたときに、山下委員はこれに対して、そういうことは困るというところを非常に言われておつたように私は思つております。そういう点については申合せはなかつたと言つたのであります。全然申合せがなかつたというようなことは私は申し上げた記憶はありません。それから私をして言わしむるならば、昨晩小委員会において、最後に、山下委員がお帰りになる前に、藤原委員と山下委員は外に出て御相談の上、もうあととは任せる、俺たちはもう何も言わんとすることを仰せられたのであります。そしてお帰りになつた。山下委員はお帰りになつたのであります。そういう状況のあと私どもは皆集りまして、委員長を中心といたしまして御相談をいたしました結果、委員長は明日十時に委員会を開き、而して劈頭に小委員長の報告を認めるというお話でございます。そういう事情でありますから、私は根本において、根本において私の報告は厚生当局とあなたの方の予算問答に条件としてかけられているというようなことは、そういう申合せはなかつたというところをはつきり申上げておきます。ただ全然申合せがなかつたというところは断じて申上げないのであります。

○藤原道子君 私どもは今重大な事態を控えて、目の前にして、この法案の審議に當つておるものでございます。これは申上げるまでもないことであります。そこで私といたしましては、成るほど昨晩ここを引揚げました。廣瀬さん聞いて下さい。だから任せます。併しなから……廣瀬さんこつちを向いて下さい。昨晩私は確かに皆さまの御決定に従いますというところを申上げて帰つたのでございます。その御決定がどうなつたかというところを我々に報告する義務はあるでしょう。私は小委員を解除された覚えはございません。それから藤原さん小委員であるならば私も小委員なんです。山下さん小委員長の打合せ会におきまして暗礁に乗上げたときに、なぜ藤原委員だけをお呼びになつて、その上に立つて食い違ひがあるという断定をされたのです。私は委員長に対して不満であります。それと同時に今朝頭頭報告するということになつておりましたけれども、委員長の理事打合せ会の御決定も、昨夕は遅くまでおかりになつたというところを私は聞いておる。それと同時に、今日再び理事、委員長の打合せ会が行われたはずなんです。その結果を委員長に御報告になりますことは、今までの慣例であるかと思う。この点はどういふわけなんですか、任されたのだから何をやつてもいいという御解釈で参議院議員がこの議會を運営してもよろしいものでございましょうか。これは私は、少くとも国会の最高の權威を持つ参議院においてのその扱ひ方といたしましては、丁承に苦しみま

す。それとしまつ、昨日の申合せのことが問題になつておるのでございますが、昨日私たちがこれに應じましたときの小委員会の空気が、有馬委員の申されますること、藤原さんの申されますること、或いは小委員長の申されますること、非常に明るい見通しだ。この間あなたがたが帰つたあとの小委員会が、これも政府は了承、これも了承、これも了承というふうな、非常に明るい御報告であつたと私は記憶いたしております。そこで私は、法案そのものには反対であるけれども、我が修正を出してもこれが認められな。少数の悲しさ、葬られることは明らかだ、だから我々の反対の基本線は変わらないけれども、せめては患者のために、せめては患者のために私は少しでもいいものをつてやりたい、これを考えましたからこそ、それならばということになりまして、殊に十三項目、私あとで問題になつてはいいけないと存じまして、ここに全部メモにそのときひかえてございまして、そうしてこれを政府に質して、そうしてその上に立つて小委員長の報告をしようというふうな申合せであつたことは満場一致なんです。満場一致でないとは私は言ひません。私は女でございまして、成るべく控えていた。けれども先ほど来その応答によりまして、私はどうも納得しがたい。予算委員会におけるごくごく議事規則も何も無視して、そうしてこの厚生委員会を、何でもかんでも多数でおやりになるというならば何をか言はん。この事態の解決は一体どうするのですか、この点についての明快なる御答を伺いたい。理事委員長の打合せ会のこと、理事にも、小委員にも報告しなくてよろしいのでございましょうか、そういう慣例をお作りになるのでございまして、その点から先ずお伺ひいたします。

○藤原道子君 報告を求めます。(山下義信君「議事規則を見なさい」と述べ)
○藤原道子君 私は質問続行中なんです。その質問に答弁しなさい。私は協力しております。藤原さん。曾て大臣は私の質問に対して何て答えた、速記録をよく見てくれということなんです。
○委員(堂藤芳夫君) 答弁申上げます。藤原委員のさつきの委員長理事打合せ会に、なぜ藤原委員だけをお呼びで、藤原、山下委員をお呼びなかつたか、こういう話でございまして、私は今朝山下委員にお目にかかりまして、そうして私が話を聞かしまして、大体山下委員のお気持ちを了承したつもりでおります。それからそういうふうな私の了承の仕方、委員長、理事打合せ会に臨んだわけでございます。ところが他の理事のかたも、のうちに、それは少し話が違ふから、小委員の他のかたを呼んでくれと、こういう話があつたのであります。私は藤原委員、又小委員長に來てもらつた、こういうことでございます。従つて一方だけの小委員、一派の或いは多数の会派のうちの一部の会派の小委員を呼んだ、こういう取扱ひではございませぬ。或いはそういうふうな理由をつければそういうことはあるかも知れませんが、私の意思はそれでございまして、それから理事は社会党の第二、第四控室からも出ておりますし、又従つて私は今委員長、理事のうち、今日の打合せ会においては、まあ割合円満にこの委員会を開くという結論が出ましたので、あなたがたに直接お話し申し上げずにおつたけれども、理事から藤原さんにはお話がある、こういうふうな考え

ておつたわけでございます。(山下義信君「答弁違います。答弁の事実と相違があります。発言をお許し願ひます。」と述べ)
○山下義信君 委員長は私に今朝お会いになつて、私は同じ控室でありますので、こういう声を荒げたとは思ひません。あなたが今朝私に会つて了承を求めた、そういうことはございませぬ。私は今朝、党の国会対策委員会に出たおりましたら、九時四十分でありましたか、委員部が参りまして、本日は時間進行正十時に開会しますから、お集りを願ひたいという通知を持つて來たのであります。委員長として、今日は十時にかつちり始めるのだな、そうすると何か夕べ申合せがあつたのだな、その結論でどういふふうによられるのだなということを私は感じたのでありますけれども、併しなから内容がわからん。そこで九時四十分頃でありましたが、国会対策から、私は中途退席いたしました。至急にあなたに夕べの模様を聞きたいと思つて、電話連絡いたしましたのですが、なかなか連絡ができません。そこで漸く十時過ぎでありましたかお見えになりましたときに承つたものでは、今日十時からやることになつた、そうして藤原小委員長の報告をやることになつた、厚生大臣が来て質疑応答することになつたのだと、こういう日程をお告げになつただけでありまして、その御相談がどういふ内容になつたかというところ、ましてや昨晩の申合せ事項についていふ意見の食い違ひがあつたことについては、只今我々にお示しになりましたようなお話は、私は寸毫も承わつたのじやございません。本日のた

「動議は成立してゐる」と呼ぶ者あり

○江田三郎君 その動議に賛成したのですよ。私は議事規則を無視してやつたのじやなしに、楠原君の動議に賛成の趣旨で言つておるだけで、反対してゐるのじやない。

○委員長(堂森芳夫君) それじや楠原委員の動議、廣瀬委員長の報告を聞く、こゝに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり、湯山勇君「ちよつと御報告に入る前に緊急に質問があるのですが、これは非常に緊急なので、お尋ねをしたいと思つてゐる」と述べ

○委員長(堂森芳夫君) 今決定いたしましたので……何のことでございませうか。ちよつと関連した……

○湯山勇君 私はちよつと……「も」う決定をされて、宣告されたわけですから」と呼ぶ者あり、江田三郎君「問題外ですから……、問題が違ふのですよ」と述べ、湯山勇君「ちよつと素直にお聞き頂いたらいいのですが、実は今私も知らなかつたのですけれども、座り込みをやつておるそうなんです前の

が、で、あの連中に対して大臣のほうから屋敷を食へさすな、食へさすなという言葉は悪いのですけれども、屋敷を持つて行くなという命令が出たというのを今聞きました、そのことだけ簡単に尋ねたいのです。で若し、私たちは勿論今の動議にも賛成いたしますし、別にそれについてどうだということはないのですから……」

と述べ、「報告を先にやれよ」「人命に關することですよ。いいのですか。」と呼ぶ者あり、湯山勇君「ちよつと待つて下さいよ。実は通告もしておつたのです。」と述べ

○委員長(堂森芳夫君) ちよつと待つて下さい。どうでございませうか。ちよつとお待ち願つて、湯山さん時間は短いのですか。

○湯山勇君 ええ、短いのです。

○委員長(堂森芳夫君) ちよつとそういふふうにお願ひしますよ。湯山君。○湯山勇君 誠に済みません。○もう少し進行をうまうやるようにやつてもいいかな。」と呼ぶ者あり、実は小委員会というのを私どもがお願いしたのは、話がつまらぬとまらぬようにという意図であつたのですが、それが只今の

ように意見がまとまりにくいのは甚だ残念ですが、今はそれに触れないで、実は今座り込みをやつてゐるということとを私今さつき聞きました。これは私たちが行つて前のときは帰したのですが、そのときに行かたどなたか、座り込みを又するという連絡があつたのかどうか、或いは委員長なり或いは小委員長のほうへ又座るということの連絡があつたかどうか。これはなくてはたしたたら、私は大きい不信行為だと思ひます。患者のほうのですね、それがあつたかつかつたかということとを一点お尋ねしたいのです、それからもう一つは今申し上げたように、大臣が……昨夜は食事を運んだ

そうです。ところが所長のほうに命令を發せられて、食事を運んじやならな放つとけつと今聞いたのです、これは直接委員長が行つて、責任者がら聞きました。次官もおられたのです、これは事実はどうなんですか、い

○國務大臣(山縣勝見君) 私は昨日遅くまでこの委員会を待つておりまして、朝來その……、朝來閣議がございまして、詳細のことをまだ報告を受けておりませんので、間違つちやいけませんから、政府委員から御答弁申し上げます。

○湯山勇君 いや、大臣から御命令になつたかどうかだけをお聞きしてゐるわけですよ。

○國務大臣(山縣勝見君) 私はさうな命令はいたしません。当然にどう言ひまするか、事務といたしてゐる／＼な点を勘案いたして処置いたしてゐると思ひます。○さつきの動議も成立しておるのだから」と呼ぶ者あり、山下義信君「今の厚生大臣に対する湯山委員の質問に私は答弁をいたしたいと思ひます。お許しを願ひます。」と述べ、廣瀬久忠君「それはおかしいですね。私が發言の許可を得てゐるのだから」と述べ、山下義信君「答弁を許しませんか。今のデモの來ることの不信の問題とか、誰がこうしたかということの事態を明らかにせよと湯山委員が言われたのです、答弁を許しませんか」と述べ、林了君「動議が成立したのだから」と述べ、○委員長「許すか許さんか」といふことのさつきの動議はどうなつてゐるか」と呼ぶ者あり

○委員長(堂森芳夫君) 廣瀬小委員長に發言の動議が成立しましたから、のちほどお願いしたいと思ひます。

○廣瀬久忠君 然らば、關於する小委員会におけるら、予防法案についての審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

ら、予防法案を付議されました厚生委員会は七月八日の委員会において本案の審議に先き立ちまして国会裏に集結いたしました患者代表の解散を政府に強く要請いたしました。ところが政府の措置に期待し得なかつたので、委員長及び各派の代表者が患者代表に面接いたしましたして説得に努めました結果、患者代表は法案審議のために小委員会を設けること、及び実情調査のために公聴会を開くことの希望意見を陳いたしまして、厚生委員会の慎重審議に信頼して解散をいたしましたことはすでに御承知の通りであります。

同日の厚生委員会は、予防法案の審議を付託するために、予防法案の小委員会を設置することを議決いたしましたのであります。

翌九日の厚生委員会においては、次の通り小委員及び小委員長の指名が行われました。小委員長廣瀬久忠、小委員山下義信、藤原道子、有馬英二、綱原亨。同日開催せられた第一回の小委員会においては、実情の調査並びに法案審議に關する方針について協議が行われ、なお必要があれば参考人より意見を聴取することを厚生委員会に申入れ、そのことを決定いたしました。同日午後小委員長及び厚生委員長は多摩全生園に出張いたしまして親しく園長職員代表及び患者に面接して四時間に亘りその意見を聴取いたしましたのであります。

これは主として患者だけを對象とした公聴会に代る趣旨のものであります。また、法案についてはすでに陳情書等があるけれども、法案に關連した実情についての意見を聞くのが趣旨でござい

ました。

七月十三日、第二回の小委員会を開催いたしました。この間に厚生委員会においては、厚生省の局長、東京都の衛生局長を招致いたしました。主として患者陳情運動に対する東京都の衛生対策並びに措置についてその実情を聴取したのであります。同日小委員会は懇談会の形式におきまして厚生大臣官邸で行われましたが、このときに谷口弥三郎議員のおいでを願ひまして、第十四回国会より第十五回国会に至るまでの厚生委員会に設置されたい、に關する小委員会における審議の経過並びにその結果について當時の小委員長としてのい／＼な参考になる御報告を求め、小委員会においてもその尊い結果についてはできるだけ尊重をいたしたいといふことになりました。

続いて弊害のない限りできるだけ患者の希望を取り入れるという趣旨の下に、法案の逐条審議を熱心に行ひましたが、その結果は別紙の通り十三項目に亘る問題が討議抽出されたのであります。

この十三項目を更に法運営の政府の言質をとる部分と、附帯決議とする部分、或いは次期国会における修正の部分並びに今次の修正の部分とに分類いたしました。今次の修正はできるだけ最小限度にとどめる方針を申合せまして、深更に散会をいたしました。

只今より十三項目の内容を申し上げます。

第一は法律の目的といふところについて、患者のみを對象とするのではなくして、広く人類からいを撲滅すべき法の目的を闡明するといふことはどうだろうか。又、いひの病名を、因習的意味を打破することと別の科学的な名前はないだろうか。法律のいひ予防法といふ名称はとつたが、いひ予防法といふような事項がその第一であります。

その次には、いひの問題について国又

は地方公共団体いづれが主たる責任をとつて、いづれが行政に当るべきかということが第二の項目でありました。

その次はこの秘密の厳守の問題について完全に秘密を守らせるというようないふ意味のことはどうだろうか。

それから或いは届出について県庁に届出るよりも療養所長に届けるようにしたらどうか。

或いは又第五項といたしましては療養所長が一の診断、診察について国立療養所長が省令で定める医師をして診察をさせるということはどうだろうか。

「委員長退席、理事大谷善潤君委員長席に着く」

第六には患者全決の場合退所、退院のできることをはつきり書いて、そうして明るさを与えたらどうかというふうなことを論議しました。

それから又、いふ患者が癒えるということに対して希望を与えるために研究所を設けたらどうか。

それから、又次には家族の生活保護を今のままでは遺憾だ、あれをどうしたらいいだろうかというふうな問題もありました。

それから又患者の所内の作業については如何なる作業が適当であるか、又これに対する報酬を如何にするかというふうな問題もありました。

又外出の問題についても、外出について現在とかく厳重な制を加えることになつておりますが、この点はどうかだろうかというふうな問題もありました。

それから所内の規律の問題についても、或いはかくのごとき規律は、三十日の謹慎、戒告というふうなことがあ

るが、これはどうだろうかというふうなことの議論もありました。又その患者の家族の検診問題等から秘密の暴露するようないふことがあるが、それについてはどうしたらいいかというふうな、そういうふうな問題の十三項目に亘つての研究すべき事項を選び出したのであります。

それから七月十五日にはこの十三項目を中心といたしまして小委員長が中心になり、厚生専門員並びに参議院法制局並びに政府当局と終日懇談いたしました。この十三項目についての分析的な研究をいたしましたのであります。

七月十六日の厚生委員会におきましては法案審議のために参考人より意味を聴取することに決定し、この人選は厚生委員長及び小委員長に一任されたのであります。

十六日開催の第三回小委員会におきましては、参考人の人選及び日程について厚生委員長と協議し、問題点十三項目に対する前日の技術的懇談の経過並びに結果に関する報告を委員会に申述べたのであります。

「理事大谷善潤君退席、委員長着席」

翌七月十七日の小委員会においては、いづれ予防法案に対する修正案及び問題点について慎重に協議を重ねました結果、前述十三項目から論議して擲り出したところの第一次試案というものを得たのであります。

今この第一次試案を項目別に申し上げます。

第一は国民一般に対することの秘密保持の義務の規定を設けることというものが第一であります。

規定を設けること、これが二であります。

次に三には、所内の秩序維持は所長が厚生大臣の認可を受けて定めるところの規律規定によることとして、且つ懲戒に関する規定の表現を改めなければいけません。

四は患者が最も心配するのは、その郷里に残した家族である。患者の家族の生活保護を原案では十分でない、より以上拡充すべきではないか、これが第四であります。

第五、患者に対して癒えるという希望を与える、これによつて必要な国立の研究所を設けること、これが第五であります。

以上が第一次試案であつたのであります。

これは小委員会において一応調査された修正案でありますので、各党派におけるところの意向をそれらに打診すること、又堂森厚生委員長は衆議院の厚生委員長に十分に了解を求めること、不肖私はこの問題並びにこの患者が陳情運動に來たことと政府の態度を明確にすること並びに小委員会の協議の線に沿ひまして、予算の裏付けを必要とするところの患者の家族の生活保護の問題と、研究所設置の問題等について厚生委員会において大臣に質疑を行うという申合せをいたしましたのであります。

当日の会合の問題の焦点は法案第二十一条即ち家族の生活保護の問題にあつたのでございます。

七月二十日の第五回小委員会におき

ましては、修正案に対する各党派の意向及び衆議院厚生委員長との懇談の経過について報告が行われ、更に討議を重ねた結果第二次試案を得たのであります。

その第二次試案について申し上げます。

第二次試案は、先ず第一は、この法律の理念を原案よりも明らかにしようというものが一つ加わりました。

その次には先の第一次試案と同じように、国民一般に対する秘密保持義務の規定を設けること。

第三、治癒した患者の退院に関する規定を設けること。

第四に所内の秩序維持は所長が厚生大臣の認可を受けて定める規律規定によることとし、且つ懲戒に関する規定の表現を改めること。

第五は患者の家族の生活保護に要する費用はその全額を国が負担すること。

六月は国立の研究所を設けること。但し予算措置の関係があるので、この規定の施行だけは昭和二十九年四月一日とする。

きましては、修正に関する衆議院側の各党派の意見を調整することがあります。

同日午後及び翌二十四日に開会されました厚生委員会においては、小委員長のらいに關する基本問題を中心とした質問並びに参考人の陳述を基礎とした質疑が厚生大臣に対して行われたのであります。

小委員会において重視された患者家族の特別の生活保護方法については、遺憾ながら大臣は賛意を示さず、飽くまで生活保護法の建前を固持し、ただその運用の面において改善に努力することでありました。

二十四日第七回小委員会におきましては、参考人の陳述内容、厚生大臣の答弁内容を総合的に再検討いたしました。

最終的態度を決定するべく協議を重ねたのであります。

二十七日の第八回小委員会におきましては、小委員長が独自の立場から患者の静居三十日以内を十日以内ということにするという点と、患者家族の生活保護に要するところの特別制度の創設ということと、患者のための研究所の設置ということの三点に關する修正試案を小委員長は以ちまして、折衝を各方面にいたした経過報告をいたし、

そのときに厚生大臣は、二十九年度より患者家族の生活保護は、生活保護法と別建てで国費を以て措置すること、及

七月二十三日の第六回小委員会にお

び研究所の設置を二十九年より実施すべく、誠意を以て実施を期したいとのことであります。そこで私はこれを附帯決議として厚生委員会に報告し、委員会において厚生大臣の言質をとるといふ小委員長の方針について協議いたしました結果、生活保護法と別建の措置をとるといふ厚生大臣の言明を重視いたしまして、討議をいたし、なお小委員会は超党派の立場からあらゆる努力を払って慎重審議を続行することと小委員会は決定いたしました。

二十八日の第八回小委員会におきましては、小委員の意見を明らかにするといふことのために、法案の中の基本的な問題を再検討することになりました。この討議は二十九日の第九回小委員会、三十日の第十回小委員会において続行されたのであります。

この間において小委員会に付託されましたところの諸願、陳情を審議いたしました。この経過並びに結果につきましては、すでに御報告申し上げた通りであります。

以上のような経過を辿りまして、小委員会は結論として本病患者に対する深い同情と責任を以て熱心に慎重審議を重ね、国政の現段階において政治的に可能なる範囲における結論を見出すべく、必死の努力を続けて参つたのであります。

本法案の審議におきましては、超党派の立場から各条項につきましても微に入り細を穿ち徹頭徹尾検討を続けましたが、特に注意すべき根本的重要問題の諸点につきましては次の通りでありますから、それを申述べさせて頂きたいと願います。

先ず法律の名称、題名の問題であります。

まず、この問題につきましては、或る委員は学界の意見を聞いて法律の名称を変更するといふことを考へたらどうかと云ふ御意見もありました。いづれにいたしましてもよい名前があらうならば、いづれに防法といふ名前よりもこれを改めたいといふ意見が多数であつたのであります。

第二条の国及び公共団体のいかに關する責任の問題につきましては、将来未收容患者がなくなつたといふような場合には国一本の責任にすべきであるといふ意見がありまして、当局もこれに賛意を表しましたが、要するに、いかに徹底した対策を講ずるから、責任の所在は国といふことを明らかにすべきであるといふ意見が多かつたのであります。

第四条につきましては、秘密の確保が強く要請せられ、医師の届出のごときもただ県庁に届けられるのは困る。親展書を以て衛生部長に届出るように厚生省令等においてつくりしめてもらいたいといふような親切な御希望があつたのであります。

第五条の検診につきましては、殊に家族の場合における秘密の確保が要望されましたが、これに対する政府当局の答弁は、単に家族であるという理由だけで検診を行うといふようなことはやらない。その方法については、結核等の場合、或いは夜間訪問等の方法によつて秘密をできるだけ守るといふ点について小委員の注意については、できるだけ関係官吏に徹底せしむるといふことになりました。

第六条に規定する患者の入所問題については、勧奨と強制入所等に関連性のないことを明確にすること、又いかにゆる医師の診断なくして強制入所せしむる場合のあり得ることなどについて厳しき追及が行はれたが、これに對し政府当局は、在宅患者につきましても飽くまで勧奨納得を根本の建前としたし、強制入所の対象は不浪らしい、或いは勧奨に應ぜずして公衆衛生上危険である患者についてのみといふことにするといふその限界を明らかにしたものであります。更に委員の側よりは強制入所の対象については、それが悪質な患者であるといふことを含めてもらいたいといふ要望もありました。又第五号に規定する医師の診断なくして入所せしむる場合があるが、それは都道府県知事は医師たる衛生部の当該官吏をして処置せしむるのであるから差支えないといふ政府の見解を発表されました。

第七条によるところの患者の就業禁止につきましては、物件の廃棄についても補償制度があるのに、営業その他事業の禁止については補償のないといふのは実に片手落ちではないかといふ意見があり、これに對し当局としては、他の法令との関係もあるが、十分に研究いたします。併し今日でも生活困窮者に対しては生活保護法の適用をいたすことは勿論でありますといふ見解が示されました。

第十三条の更生指導につきましては、患者作業の性格から申しまして、患者に対して無理があつてはならぬ、患者が希望することだけなければならぬ、又長いことやらしてはいかんといふような点にいろいろ親切な御注意がありまして、これらの場合については無論これに従うという当局の言葉があり、なお患者の作業に対する報酬については、明年度は倍額を要求するつもりであるといふ政府当局の言明がありました。

第十五条の外出の制限の問題、患者の外出の制限については、その罰則が如何にも強過ぎる、結核その他の伝染病に比べまして不均衡を呈しており、あたかも犯罪者扱いをしておるではないかといふ御意見がありました。政府当局は本条項はたび／＼無許可で外出するような悪性の場合に発動されるものに過ぎないのでありますといふ言明がありました。

第十六条に規定する秩序維持の問題につきましては、小委員の質疑に對し、秩序維持の責任者は所長である。患者はこれに協力する建前である。そこで所長の定めるところの所内の規律といふものは、規律の規定は厚生大臣の承認を得ることとしたしまして、各療養所間における不公平をなくするつもりである。又謹慎措置については所長より詳細な報告を大臣に送らして、政府当局より十分なる監督をするといふ答弁がありました。

又本条の濫用については嚴に關係方面を戒めて患者全体が納得するような運用を期したいといふ言葉が政府当局からありました。

次に第二十一条に関する問題、これは最も初めより最後まで重大な問題でありますところの患者の親族の生活保護の問題であります。患者の特殊性が強調されまして、これに對する特別の措置が熱烈に要望せられたのであります。患者は全く一般公衆のために犠牲になつて療養所に入るといふ形であり、従ひましてこれに對する特別の措置がなければならぬのは當然であります。従つて患者が一番心配するところの郷里における家族に對する生活保護は、どうかして手厚い保護をしてもらいたいといふのが希望でありました。だから生活保護法とは別建の国の負担によるところの援護措置を講ずることに努力する。この努力についていろいろ又問題がありますが、これらの問題については十分に慎重な研究を遂げるといふ政府委員の答弁がありました。

又小委員会の一致して主張して参つたところの研究所の設置の問題、これにつきましては明年度より設置に着手して、単に治療の研究ばかりでなく、本當にこれは一部のセクシヨナリズムに陥ることなく、非常勤職員を相當數置いて十分に研究所の能力を発揮するように最善の努力をする。共に、療養所における研究室の充実について十分な力を注ぐつもりであるといふ政府委員の答弁がありました。

なお療養所の職員増員及び待遇の問題については、明年度においては主として看護婦、司厨夫を含むのであります。総人員の六割乃至七割の増員を予定して、今大蔵省に折衝中であるといふお話もありました。又懸案となつておるところの、職員の待遇改善問題につきましましては、人事院との全面的折衝において、明年度は必ず解決するように進みたいといふことでありました。なお予算的質疑といたしましては、慰安金の問題、作業費と金の問題、食糧費の増加が要望せられ、文化、教育費、更生指導のための生業資金、

補助金のごときもの、これらのものについて、明年度予算に計上すべき旨が特に強調せられ、本年度は現予算の可能な限り差し繰って賄うて行くつもりであるという考えであつたのであります。政府はこの問題についてもなおできるだけの努力を払うということでありました。

法案の最終的審議の内容につきましては、以上のごとくであります。

以上私の願に關する小委員会における審議の経過の御報告を申し上げます。

○高野一夫君 ちよつと小委員長に伺いますが、最後の、私の意見、私の折衝した結果とか、私の修正案というお話がございましたが、それは小委員長だけの御希望の修正案、いわゆる御意見でありましょうか。それとも小委員長全体が御承認になりました附帯決議なり、御見なり、そういう附帯事項なんでありましょうか。

○廣瀬久忠君 答弁いたしますが、それはこの委員会が決をとりませんでした。決をとりませんでした。決をとりませんでした。

○山下義信君 議事進行につきまして発言をいたします。只今廣瀬小委員長から小委員会の経過につきまして御報告が相成つたのであります。この御報告につきまして、委員長が御宣言になりましたように、質疑をお許しになることになつておつたわけでありまして、私はその前に、大体におきまして、委員長の、この小委員会審議経過につきまして前半におきましてはその通り、審議の経過はその通りその御報告の一、二につきまして私どもも存じませんが、これはまあ後刻といた

しまして、私が委員長に要求いたしましたことは、只今の廣瀬小委員長の御報告の後半に小委員長個人の意見をお述べになつたのであります。今高野委員からその点の念の御質疑がありまして、小委員長の個人的御意見であるということが明白になつたのであります。私は委員長はこの廣瀬委員に後段の個人の意見を述べました報告の部分をお取消しにいたしますように、御要求あらんことを希望いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 只今山下委員の発言の通り、百五條に「委員長は、報告に當つて、自己の意見を加えることができない」と、こゝういふふうに規定されておりますので、山下委員の発言もありましたこととさせていただきますし、当然のこととさせていただきますが、お取消しを願ひたいと思ひます。

○廣瀬久忠君 それは私法律を知りませんでしたが、自己の意見を加えてはいけないというのですから、自己の意見ではないに、委員として申上げたのであります。

○山下義信君 同じこととありますが、なおお取消しを願ひたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) それはちやんときまつてゐることですから、取消さなければいけません。お取消しを御発言願ひます。

○廣瀬久忠君 それでは私取消します。

○山下義信君 廣瀬委員の御報告につきまして、質疑のお許しがあつたわけでありまして、なお小委員長の御報告につきまして何いふことかと思ひます。これは是非の点もあるかと思ひます。成るべく私どもとしては何わな

ほうがいいのではないかという気持ちもするわけでありまして、ともかくもこゝういふ時刻でございますから、十分なり、十五分なり御休憩を一つ願ひたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) もう午後二時にもなりましたこととさせていただきますから、暫時委員会は休憩いたしたいと思ひます。

午後一時五十九分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(堂森芳夫君) これより厚生委員会を開会いたします。

先ほどの小委員長報告について、御質疑がございましたならばお願いいたします。

○湯山勇君 議事進行について……できませんれば、私の質問が、先ほどのが残つておるのですが、それについて御答弁頂きたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) なおそれに対する質疑も併せて、含めてお願い申し上げます。

○湯山勇君 先ほど私は……本委員会の代表が前回の坐り込みを説得して帰したわけですが、再びあゝいふ事態になつておりますので、今回あゝいふ事態を発生する以前には任すという話があつたはずでございますが、そのことに対しての何らかの患者たちの意思表示があつてあゝいふふうにしたかどうかが、これは前回説得に行つた場合には各派代表という形で行つたのですけれども、その後小委員会でもございましたし、又委員長は直接そのどれへ入つておられるかということもちよつと判定しかねるということとありますので、どなたからでも結構でございます

が、そういうことがあつたということがあれば御答弁頂く、全然そういうこととなくしてあゝいふ事態にしたとすれば、これは明らかに我々に対する患者たちの不信行為であるという判定が下されると思ひますので、その点だけ一つ明確にして頂きたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 只今湯山委員からの御発言に対して、今度廣瀬委員の患者諸君が、この前の坐り込みの際に厚生委員会の代表が面会いたしました。我々の誠意を認めて引揚げたこと、そこが今度は我々に何らその後相談もなく来た、こゝういふことは、我々に対する不信行為である、こゝういふふうには湯山委員はおつしやるのでございまして、こゝういふふうな行動に出たことに対して厚生委員のかたへに何か通知があつたか、こゝういふふうな意味の御質問だと思ひます。私はその後、昨日も代表に会いました。それから私にはこの前会つて以来、又向うの療養所、全生園へ行つて以来たび／＼代表の諸君から手紙はもらつております。その手紙の中には、この前帰つたのは、坐り込みをやめたのは、参議院の厚生常任委員の人たちが非常に誠意を以て慎重審議をする、こゝういふことで帰つたのであるから、若し我々の意に満たない、不満である、こゝういふうなときには又そうした行動を起すという自由を保留すると、こゝういふうな文書がたび／＼参つたことを私記憶しております。私に關してはこれだけでございますが、委員のかたへに何か患者の人たちから連絡でもあつたこととございましたならば一つ御発言を願ひたいと思ひます。

○高野一夫君 私のほうには何も連絡ございませんが、私が不思議でならないのは、我々ですらもよく小委員会の内容を知らず、小委員長の報告を伺つて初めてわかる。速記をとる分は、速記録を見て適当に判断するでしょうけれども、この審議の結論がどうなるのかもわからぬのに、そうしてあゝいふうな一つの見通しをつけて、恫喝的態度に出るのは不思議に堪えないと思ひつてゐる。私の自宅なんか、随分、半数以上は脅迫的のまるで恫喝の電報が参ります。私は、こゝういふうな、我々がまるであゝいふ恫喝戦術の中に閉ぢ込められて審議しなければならぬという実態が遺憾に堪えない。どういふわけで、この結論が、どういふふうに向ひそうかというところが、どうして、いふ／＼な想像をしたり或いは何かわかる点があつたりするのかどうか、私は不思議に堪えないと思ひつてゐる。

○廣瀬久忠君 私小委員長をやつておりますから、何か話があつたというふうに承つたのですが、私のところにもよく見えます。見えませんが、別にこれといふこともなく、極く穏やかに話をしまして、あの法案は通さな

いでも、二、三分で極く穏やかに、六、七人くらい或いは三、四人のこともありますが、穏やかに帰る。私は何も言わない。言わなくても二、三分でよければお目にかかる、大概その条件でやつても何も特別のことはありません。

○山下義信君 休憩前に湯山委員からこの問題が生まれ、私どもも小委員でもあり且つ又厚生委員として何らかの關係があるかどうかという問題が出た

のであります。私どもはこの法案に反対をいたしております野党の立場で、恐らく何らかの關係があるのではないかと誤解を受け易い立場にあるのであります。その意味で我々の立場を御答弁申上げようと考えておつたのであります。今再びそのことが問題になりましたので、この機会に我々の立場を申上げておきたいと思つたのであります。

先般患者のデモの撤去につきまして我々が説得に参りました。それに応じて患者が退いたのであります。その際我々は何らの条件を持つたのではないことは今更申すまでもございせん。併しながら当時慎重審議をしてもらいたい。小委員会を設置してもらいたいというようなことが希望事件でありましたことは、当時の説得にお出でになりましたから御報告がありまして、御承知の通りであります。その通りに実行いたしました小委員会を設け慎重審議をいたし、又公聴会も先刻廣瀬小委員長から御報告の通り開催せられたわけでありまして、然るにその途中におきまして、審議の過程を知りたいということ、これは当然人情の然らしむところでありまして、患者たちが成り行きを承知したいといふことは、我々もいたしましてその心情はわかるのであります。併しながら先ほど小委員長の報告のありましたように、小委員会の審議は一つ／＼結論をつけつつ参つておるのではないのであります。我々もいたしまして第一審に報告する約束もいたしてございせんし、義務もございせんし、又報告する材料もございせんので、我々はその心情は諒といたしております。

でも、さようなことは一際関知いたさなかつたのでございせん。併しながら漸次日が経つに従ひまして、しばしば手紙が参る。先ほど委員長からお話になりましたように、私どもにもいろいろなことを申して参りまして、或いは電報或いは書面その他で参つてゐるのであります。それらの状況から見ると、或いはあのデモを撤去させました成り行き等からいいますと、期待をかけております現実の事実が経過いたしました。或る程度の事実が経過してやると、或いはあのデモの様子を知らせてやるのがいいのではないかと、或いは、私どももいたしましてそういふ感じを持つたのであります。香としてその消息を知らさない、香としてその成り行きが彼らに一向わからんといふことになればならぬほど、或いは焦燥感、或いはその間にデモ等が飛びまゐり、不祥の事態になつてもいけないかと存じまして、そういう気持ちを持つたのであります。併しながら事は非常に重大かつデリケートでございまして、私は廣瀬委員長と相談いたしました。これは小委員長に御相談して若干の審議の経過を患者たちに言つたほうがいいのではないかと話し合ひまして、小委員長の御意向を伺つたのであります。然るところ廣瀬小委員長におかれては、この事情は諒とするけれども、併しながら療養所に行つて患者に経過を報告するということ、審議の途中でもあるし、且つ又それ自体が国会の權威に關することであるから、自分としては賛成いたし難いという御意向が述べられたのであります。私も同感でございまして、御尤もであります。

と申しまして、廣瀬委員にそのことを伝えましてそのまゝと相成つたのでございせん。その後何日でありましたか。日は忘れましたが、患者が約二十名ほどでございまして、面談所に現われまして、面会を求めてゐるということでございます。今廣瀬先生にまあ卒直に申しまして、多少言いがかりをつけ、暴言を吐いてゐるというふうなものであります。吐いてゐることを伝えましたものであります。丁度廣瀬先生もおいでになりましたが、今湯山委員が提起せられましたように、いわゆる患者の不信をなす信賴をして説教に應じてきたことが、何事であるかというところを語勢激しくその点を難詰をいたしたのであります。早や我々として一片の同情の余地がないといふことは、はつきりとした際に申上げたのでございせん。そのときにいふ／＼患者側におきましては、不穩の計画と申しますが、そう申しますと語勢があるかわかりませんけれども、この審議がどうあるかと、彼ら自身としては……大體今高野議員は、誰か連絡したのではあるまいかという推測もあるやうであります。彼らの意見は、とても駄目であろうというふうな或いは見通しを当初から持つておつたのか、早くから全国の療養所と連絡をいたしまして、大規模なデモ計画のありやに私どもは仄聞をいたしたのであります。従ひまして、私は先般本案審議の際に当局に警告を致しまして、不祥事態の生じないことにつきまして注

意を促し、又さような事態が起きましたときの当局の責任を、私が釘を刺しておいたのでございせんが、併しながらいふ／＼な私どもの身辺に憫れとして迫る諸情勢と申しますか、何となく感じが穏やかでないと思つて、非常に時に、卒直に申上げますと、先ほど小委員長の御報告にありまして、各派でもつて話合つて意見を統一したやうな修正案の實現は大體に於いて期待薄というところになりましたのであります。私はそれが結論ではございせん。決定的な結論ではございせんが、小委員長の御報告のやうに大體修正案をするといふことの各派の共通意見といふものは實現困難の狀態に立ち至つたのであります。だん／＼審議に日はかけて来てはおりますし、いわゆる大詰めに迫つておりますので、あのデモを退去させました参議院といひまして、又法案を審議をいたして、且つ又私は一個の議員をいたしまして、義上最後の段階になるまで何らその様子も言わなくてピリオドを打ちますといふことが、それは理窟の上から見ますと、情に於いて果してどうであるかと考えますと同時に、私どもは多摩全生園に参りましたその一人といひまして、我々が当時彼らに希望の所感を持たせたものではあるまいかという道義的な責任も感じますので、この段階におきましては私の良識の判断で参りまして、彼らの希望いたしますやうな、端的に申しますれば反対意見を陳述、或いは修正意見への努力等をいたしまして、何としても微力がございせんし、少くとも我々の立場に

おきましては少数野党の立場でございせんから過度の希望を持たないやうに、希望的観測を持たないやうに、私も、刀折れ力尽きたと申しますか、そういうことでありますので、非常に諸君のデモを責任を持つて預つておる立場でありながら、期待に添ふことのできないこの状況に相成りましたことをこれは一昨々日であつたと思つたのであります。早朝廣瀬委員と、野党の立場でございまして、その点を私どもといたしましては簡単に彼らに我々の立場を申したのであります。従ひまして今回の患者の、或いは本日のデモであります。昨日のデモであります。か、私どもは一向そのことに關係はございせん。又当委員会の成り行き等に關しまして彼らにその情勢を伝えたいことはございせん。ただ我々に訴えられまゝと、まあ何と申しますか、我々としては請合いかねるというところを、この段階になりましては希望の所感を持たして驚くといふことはできませんから、卒直にそういうことを申します程度でございまして、情報の提供をした覚えはございせん。即ち患者の従来からあります闘争方法、或いはその後に現われましてその運動、又今日すでにやつておりましたやうな事態等につきましては、反対党でございせんけれども私どもにおいて何ら關係ございせんばかりでなく、湯山委員の申されたやうに、我々の立場を裏切るやうなその行動に對しましては深く遺憾の意を表して、いわゆる不信の態度につきましては、私ども非難と申しましては彼らに済みませんけれども十分申しておる次第でございせん。

この点は明白にいたしておきまして、皆様から誤解のないようにいたしておきたいと存するのでございます。

なお一言申添えますことは、こういう国会内の情勢でございますから、もとより多くの患者が出入しておることでございますので、我々議員がそのことは申さなくても、大よそ各種の案件等の推移につきましては洩すまいとしても自然外部に洩れて参りますことは日常あります現象であるのではないかと考えるのでございまして、一応湯山委員から問題が提起せられましたから私も、少くとも私の立場におきますこの経過と申しますか、態度等につきまして申上げて置く次第でございます。

○高野一夫君 どうも、私は別に山下先生に疑いをかけたわけでもなかつたのでありますから、そのへんはあしからず御了承願ひたいと思ひます。ただ私はこの際こういうような世間を騒がせるようなデモがあつて、我々がその中で審議をしておるといふ以上は、急速にこの事態の收拾、解決を図らなければならぬと考えるのです。そこで先ず私の考えますことは、このらしいの予防法案の精神というものを彼らが一向理解しておらない、そこでただ一片の感情に溺れて、そうして本当の大乗的な愛情というものが込められておる原案であるということを少しも理解していない、この点を我々は彼らによく納得せしめるといふ義務があるのではないかしらんと申すのであります。例へば先ほど私は意外なことを実は伺つたのであります、小委員長の御報告の中に大多数のかた／＼が、患者が収容された、誠に患者は気の気で

あるという考え方が強かつたというお話が出ましたが、私はこういう考え方は変えて頂きたいと思ふ。それは大變一般論になつて恐縮であります、大事なことでありますから聞き置き願ひたいと思ひますが、患者が、いかに養所に収容されるということは、誠に世間から隔離されるので犠牲であり、氣の毒であります。その点は何人も思ふなれない者はないけれども、民家に放置されておるよりは、一日も早く療養所に収容されて、そうして早く癒るという希望を持たせて療養させることのほうが患者自身のために私は幸福だらうと思ふ。それから又自分が患者になつたならば、必ずから進んで自分の体を隔離して、そうして療養して自分の体を早く癒すことを心掛けると同時に、あとは自分の家族に伝染しないようにするの、自分の家族を本當に愛する患者の私は氣持であるはずだと思ふ。それを自分からいって収容される、そうして世間から隔離される。あれは犠牲だ、成るほど外から見ている家族は可哀想だ、どうだというやうな、そういう考え方は一片の單なる皮相なる感情論に過ぎない。本當に公衆衛生という大きい立場はさておきまして、患者自身のためにも、又その家族を救う上から言つても、私は大乗的な見地から家族の検診もやり、又納得させて、そうしてできるだけ勧誘して、いかに療養所に進んで入つてもらうというこのほうが、患者と患者の家族を救うゆゑんだというところが、このらしい予防法案の第三条と第六条は、私はそれが盛られておる条文だと考える。そこでそれは見解の相違でありまして、そうお考えにならないかたもございまして

けれども、そういうやうな他の村人が家族をいじめるとか、同情しないとか、強制収容するといふやうなやうなことではなくして、その本當の大乗的、大きい大所高所に立つた、患者を愛するゆゑ人を私は患者に納得させなければならぬと考える。そういたしたならば、必ずやこの今度の予防法案というものが決して患者の不幸を招くゆゑ人ではないといふことを私は理解されるだらうと思ふ。どうか一つもう少し深く我々も反省し、考えて、そうしてこの予防法案の私は意見を申上げるわけですが、成るべく早く解決の途をつくれるやうに一つ皆様にお願ひを申上げた次第でございまして、さなきだにあつたやうなふりに感情的な氣持になつておる患者であります。又その家族でありますから、そのこととは別にその点を汲取つて、特にそういうふうにはしらないで、冷静なる氣持で本當の愛情のあるところを知らして頂きたい。我々もそういう氣持でこの予防法案の審議に當るの、私は厚生委員としての本當の考え方はなからうか、こう思ひますので、甚だどうも質問でもなく意見がましいことを申上げましたが、デモに關連して最後に一言私の意見を申上げて皆さんに一つ……。

○藤原道子君 私は本日のような事態の起ることを非常に恐れておりまして、結局先ほど湯山委員の御質問でございまして、山下委員の先ほど申上げたやうに、私どもは療養所に参りまして法案の改正は困難かも知れませんが、併しながら何とか諸君のためにこころいう途をとりたい、こころいう希望を持つておるのだといふことを申しましたことは、昨日山下委員から皆さまに申上げてまして、皆さまも十分御承知頂いたことと思ふのでございまして。そのとき患者が非常に大多数の者が希望をもつやのごとき拍手を送りましてのこと、そこでも私が昨晩来ること、ここにこだわつておりますのはそこにあるといふことを私はこの際申上げておきたい。それと同時に私は昨日患者が参りましたときに、何で来たんだ、法案審議の大切なときになぜ厚生委員諸君を心から信頼して任せられぬのか、任せろといふやうが無理かも知れない。或いは諸君の希望に込められぬ、ない法案で終るかも知れないけれども、諸君の病氣は伝染病である。そして悲しいかな世間の人から非常に恐れられておる病氣である。普通の労働組合のデモとか何とかといふこととは違ふのだ。それが余り可哀想だから私たちは過日、来るにこれはない……、すべての法案審議に當つては、すべての階級の人たちは陳情に来るけれども、あなたがたは陳情すること許されてない、だから今日は報告に来たやつたのだといふことを言つてあるにもかかわらず、今日やつて来たといふことは我々は法案審議上非常に支障を來たす。再びこういうことをしないやうに私は強く要望する。これであなたがたとの間の交渉は切れたといふふうに解釈してもらいたい、きびしい昨日は叱言を申しまして、以来昨晩おそくこの小委員会を帰りますときに私の秘書がそこへ入り込みをしていないのかといふ何とか言つて慰めてやらないかといふ言ひをいたしましたけれども、私は患者にもうこまで来たならばお前たちとの交渉は切れたんだ、残念だけれど

も、行動を共にするわけには行かないからと言つて断つて来た以上、私は行くわけにいかないと言つて私はそのまゝ帰つたわけでありまして、どうぞ我々と連絡等があつたかのごときは、どうぞその点御理解を願ひたいと思ひます。以上でございまして。

○山下義信君 一言だけ蛇足を附加さして頂きたいのでありますが、尤も私も相当疲勞いたしておりますので、ついこころいふ脱線があつたのでございまして、只今この問題が出ましてから我々デモに關係のないといふことの弁解と言ひますか、そういうことを言ひ、又いふ／＼それにつきまして湯山委員からは、患者の不信の難詰の御表明等もあつたわけでありまして、併しながら少くとも私自身におきましては、私は患者を難詰したばかりではないけなひではないかといふことだけ私は申したいと思ひます。それはあの事態におきまして、我々がデモの引揚げを説得に参りまして、そうして最後まで望みをかけられ、最後まで信頼を受けて、我々といひましたくないか、不都合じやないか、不信じやないかと、果して言ひ得るかどうかといふことを我々が良心的に反省いたしました場合、まだ今日は結論が出たおわけではございませぬけれども、恐らく休憩前に小委員長の御報告にありまして、よく、見通しをいたしましたしては、彼らが満足すべき解決点というものは、彼らが希望が薄いと云わなければならぬわけでありまして、これで果して我々が参議院という立場において、かの患者たちに対して最後の一縷の望みを託し

た、その望みに對して我々が果して満足に答へ得たかどうかというのを考へましたときに、徒らに患者をのみ責めるわけには参るまいかと存じまして、私自身非常に慙愧しておるということがこれはこの際充足でございいます、附加えさして頂きたいと思つてあります。

○中山壽彦君 私は今初めて私の自宅に患者代表が参りまして、氣持よく会見いたしました。向うの申しますのは、自由党、改進黨その他において修正に反對だといふけれども、修正には賛成しかねる、このことははつきり申上げる。併しながらあなたがたの本幸な立場について同情する点においては自分は人後におちない。従つてあなたがたの福利増進のためにはどういふことをしたならばいいかといふことについては、今日まで苦慮を重ねてきたのであつて、いずれにしてもあなたがたを満足させるためには第一に金の用意が要る。金というものはすでに今年度の予算も皆さんが承知されたような状況に進んでおるので、今直ちに右から左に金をとつて、皆さんに満足を与へるといふことは非常に困難である。併しながら、来るべき来年度の予算には、できる限りのものをとつて皆さんの福利増進に寄与したいと思つた。併し今年度においてもたとえ僅かの金でも融通がついて皆さんの福祉にプラスになることであるならば、そういうことの実現については努力いたしたい。これは率直な僕の意見だから誰にもお伝へを願いたい。そのとき体にならぬように十分自重されたがよいのじやないか、こういうふうによつて歸

しておきました。そうすると十分も経たなうちに闘争本部からというので電話があつて、私電話に出ました。今日は国会の最終日だといふことになつていますが、この改正法案を流して頂きたい、こういうことを闘争本部ではお願いをする、こういうことでありましたから、私は流すといふことは御同意しかねる、それだけ御返事しておくといいことで電話を切つておきました。こういう状況があつたといふことだけを申上げておきます。

○林了君 それに関連いたして、私のほうからも今日できましたことを報告いたしますが、たび／＼参つております。ところが電報が、この案を若しここで掘り潰さなければ、如何なる事態が発生するやも知れずといふ電報が、もうこれ十数回入つております。それから本日留守宅に参りまして、丁度おきませんので書面を置いて参りました。書面には、どうしても今日きめるこの案は掘り潰してもらいたい。そして若し掘り潰してもらわない場合は如何なる事態が発生するかもわからんといふことを申し添えておきます。どうか先生にはこの旨をお伝へ願いたいといふ書面でありました。そういうこととが書いてありますので、私がお会いできれば却つて私はいさめてやりたい、あなたもがたがたといふことを言つてやりたいと思つております。本日多くさん見えておるといふ話であります。が、私はこういうことをやれば世間が大体厚生委員会は何をしてゐるんだといふことになりまして、そうしてああやつてあちらこちら患者が歩くといふ

ことは、患者自身のために非常によくはない。私は見通しといふものは、我々ができる範囲内といふことはあるもので、ここが我々の最後の点だといふところの見通しをつけたらば、一応私はそれでやつて行きたい。それで全力を尽してこの法案を先ほど廣瀬小委員長からのお話がありまして通り、これは法律は改正に改正をして行けばいいので、私はその点を一つ強く要望いたしまして、彼等のためには全力を尽してやつて来たのだといふ精神は私たちが皆さんも同じだと思ひます。どうか一つ余り長びかせないよう、今日はこの法案を一つ何とか皆さんによつて御審議頂いて結論を出して頂くことを私は要する次第であります。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言はございませんか。

○常岡一郎君 只今のことでちよつと申上げますが、私のところにも今日七名ほど参りまして朝一時間ばかり会いました。どうぞ掘り潰してもらいたいといふ趣旨でありました。私はあなたがたから頭の判断までしてもらわなくともよろしい。あなたがたのために早く通すことが必要だと思へばそのほうに賛成します。あなたがたのために考へてやります。ただ今あなたがたがこゝういふ行動を起されまして、これは非常な正しい意見を述べたこととして我々は心の中に熱く皆さんに同情しても理論的に押されてしまふ。非常に不利であつたといふことは申上げてよいと思ひます。強制収容といふことが非常に怪しからんと言ひますから、強制収容といふことは、あなたは強制収容を受けて来たのですか。いいえ受けない。あなたは強制収容を受けないで任合せだつたでしよう。そうすると強制収容があるといふことになりまして、そうするとどうしても行かなければならぬ。だとすれば早く行く。そうすれば仰々しい迷惑を受けるような、そういう争ひまで受けなくて行けるという考え方が違ひます。どうか。こゝう私申上げましたら、そういうことも言えまして。いろ／＼一時間ほど応答したわけでありまして。

只今高野さんのお話の中に、患者が隔離されるというところは、患者のためであつて何も国民に關係ないかのごとき、ではないがそういう考え方、これを考へてもらつてはいけなかつたといふことがございまして、これは私に昨晩発言いたしましたことに關係があると思ひますので一言弁明いたします。これは一般の場合にこゝういふことは申しません。ただ本日に委員のかたがただけがおられての話でありましたので、これと同じビストルを一つ持ちまして、これを一つも考へない、心に温かさを持たないといふ人が危器を持つた時は周囲は非常に不安となります。いつでも生命を捨てて守り得る、その信頼すべき人がビストルを持つて寝るの番をすると言つたならば、安心してその周囲が平和で寝られるのでございます。同じビストルでありまして、心に温かさがあるか、冷やかによつて非常な結果に違ひがあるのであります。

今日一面にこゝういふことが現われて参りましたことは、それを單なる向うの間違ひだとのみ言えない。不幸な人の訴へるところなく、罪なくして、而も隔離されて行くことの中に、氣の毒な人々のために、それに全國民が同情を寄せることは大切だと私は思ふ。この大事な法案を審議する私たちの心には、涙が常になければならぬといふように、私は思つて申上げたのであります。

○中山壽彦君 私は今初めて私の自宅に患者代表が参りまして、氣持よく会見いたしました。向うの申しますのは、自由党、改進黨その他において修正に反對だといふけれども、修正には賛成しかねる、このことははつきり申上げる。併しながらあなたがたの本幸な立場について同情する点においては自分は人後におちない。従つてあなたがたの福利増進のためにはどういふことをしたならばいいかといふことについては、今日まで苦慮を重ねてきたのであつて、いずれにしてもあなたがたを満足させるためには第一に金の用意が要る。金というものはすでに今年度の予算も皆さんが承知されたような状況に進んでおるので、今直ちに右から左に金をとつて、皆さんに満足を与へるといふことは非常に困難である。併しながら、来るべき来年度の予算には、できる限りのものをとつて皆さんの福利増進に寄与したいと思つた。併し今年度においてもたとえ僅かの金でも融通がついて皆さんの福祉にプラスになることであるならば、そういうことの実現については努力いたしたい。これは率直な僕の意見だから誰にもお伝へを願いたい。そのとき体にならぬように十分自重されたがよいのじやないか、こういうふうによつて歸

しておきました。そうすると十分も経たなうちに闘争本部からというので電話があつて、私電話に出ました。今日は国会の最終日だといふことになつていますが、この改正法案を流して頂きたい、こういうことを闘争本部ではお願いをする、こういうことでありましたから、私は流すといふことは御同意しかねる、それだけ御返事しておくといいことで電話を切つておきました。こういう状況があつたといふことだけを申上げておきます。

○林了君 それに関連いたして、私のほうからも今日できましたことを報告いたしますが、たび／＼参つております。ところが電報が、この案を若しここで掘り潰さなければ、如何なる事態が発生するやも知れずといふ電報が、もうこれ十数回入つております。それから本日留守宅に参りまして、丁度おきませんので書面を置いて参りました。書面には、どうしても今日きめるこの案は掘り潰してもらいたい。そして若し掘り潰してもらわない場合は如何なる事態が発生するかもわからんといふことを申し添えておきます。どうか先生にはこの旨をお伝へ願いたいといふ書面でありました。そういうこととが書いてありますので、私がお会いできれば却つて私はいさめてやりたい、あなたもがたがたといふことを言つてやりたいと思つております。本日多くさん見えておるといふ話であります。が、私はこういうことをやれば世間が大体厚生委員会は何をしてゐるんだといふことになりまして、そうしてああやつてあちらこちら患者が歩くといふ

ことは、患者自身のために非常によくはない。私は見通しといふものは、我々ができる範囲内といふことはあるもので、ここが我々の最後の点だといふところの見通しをつけたらば、一応私はそれでやつて行きたい。それで全力を尽してこの法案を先ほど廣瀬小委員長からのお話がありまして通り、これは法律は改正に改正をして行けばいいので、私はその点を一つ強く要望いたしまして、彼等のためには全力を尽してやつて来たのだといふ精神は私たちが皆さんも同じだと思ひます。どうか一つ余り長びかせないよう、今日はこの法案を一つ何とか皆さんによつて御審議頂いて結論を出して頂くことを私は要する次第であります。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言はございませんか。

○常岡一郎君 只今のことでちよつと申上げますが、私のところにも今日七名ほど参りまして朝一時間ばかり会いました。どうぞ掘り潰してもらいたいといふ趣旨でありました。私はあなたがたから頭の判断までしてもらわなくともよろしい。あなたがたのために早く通すことが必要だと思へばそのほうに賛成します。あなたがたのために考へてやります。ただ今あなたがたがこゝういふ行動を起されまして、これは非常な正しい意見を述べたこととして我々は心の中に熱く皆さんに同情しても理論的に押されてしまふ。非常に不利であつたといふことは申上げてよいと思ひます。強制収容といふことが非常に怪しからんと言ひますから、強制収容といふことは、あなたは強制収容を受けて来たのですか。いいえ受けない。あなたは強制収容を受けないで任合せだつたでしよう。そうすると強制収容があるといふことになりまして、そうするとどうしても行かなければならぬ。だとすれば早く行く。そうすれば仰々しい迷惑を受けるような、そういう争ひまで受けなくて行けるという考え方が違ひます。どうか。こゝう私申上げましたら、そういうことも言えまして。いろ／＼一時間ほど応答したわけでありまして。

○中山壽彦君 私は今初めて私の自宅に患者代表が参りまして、氣持よく会見いたしました。向うの申しますのは、自由党、改進黨その他において修正に反對だといふけれども、修正には賛成しかねる、このことははつきり申上げる。併しながらあなたがたの本幸な立場について同情する点においては自分は人後におちない。従つてあなたがたの福利増進のためにはどういふことをしたならばいいかといふことについては、今日まで苦慮を重ねてきたのであつて、いずれにしてもあなたがたを満足させるためには第一に金の用意が要る。金というものはすでに今年度の予算も皆さんが承知されたような状況に進んでおるので、今直ちに右から左に金をとつて、皆さんに満足を与へるといふことは非常に困難である。併しながら、来るべき来年度の予算には、できる限りのものをとつて皆さんの福利増進に寄与したいと思つた。併し今年度においてもたとえ僅かの金でも融通がついて皆さんの福祉にプラスになることであるならば、そういうことの実現については努力いたしたい。これは率直な僕の意見だから誰にもお伝へを願いたい。そのとき体にならぬように十分自重されたがよいのじやないか、こういうふうによつて歸

しておきました。そうすると十分も経たなうちに闘争本部からというので電話があつて、私電話に出ました。今日は国会の最終日だといふことになつていますが、この改正法案を流して頂きたい、こういうことを闘争本部ではお願いをする、こういうことでありましたから、私は流すといふことは御同意しかねる、それだけ御返事しておくといいことで電話を切つておきました。こういう状況があつたといふことだけを申上げておきます。

○林了君 それに関連いたして、私のほうからも今日できましたことを報告いたしますが、たび／＼参つております。ところが電報が、この案を若しここで掘り潰さなければ、如何なる事態が発生するやも知れずといふ電報が、もうこれ十数回入つております。それから本日留守宅に参りまして、丁度おきませんので書面を置いて参りました。書面には、どうしても今日きめるこの案は掘り潰してもらいたい。そして若し掘り潰してもらわない場合は如何なる事態が発生するかもわからんといふことを申し添えておきます。どうか先生にはこの旨をお伝へ願いたいといふ書面でありました。そういうこととが書いてありますので、私がお会いできれば却つて私はいさめてやりたい、あなたもがたがたといふことを言つてやりたいと思つております。本日多くさん見えておるといふ話であります。が、私はこういうことをやれば世間が大体厚生委員会は何をしてゐるんだといふことになりまして、そうしてああやつてあちらこちら患者が歩くといふ

ことは、患者自身のために非常によくはない。私は見通しといふものは、我々ができる範囲内といふことはあるもので、ここが我々の最後の点だといふところの見通しをつけたらば、一応私はそれでやつて行きたい。それで全力を尽してこの法案を先ほど廣瀬小委員長からのお話がありまして通り、これは法律は改正に改正をして行けばいいので、私はその点を一つ強く要望いたしまして、彼等のためには全力を尽してやつて来たのだといふ精神は私たちが皆さんも同じだと思ひます。どうか一つ余り長びかせないよう、今日はこの法案を一つ何とか皆さんによつて御審議頂いて結論を出して頂くことを私は要する次第であります。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言はございませんか。

○常岡一郎君 只今のことでちよつと申上げますが、私のところにも今日七名ほど参りまして朝一時間ばかり会いました。どうぞ掘り潰してもらいたいといふ趣旨でありました。私はあなたがたから頭の判断までしてもらわなくともよろしい。あなたがたのために早く通すことが必要だと思へばそのほうに賛成します。あなたがたのために考へてやります。ただ今あなたがたがこゝういふ行動を起されまして、これは非常な正しい意見を述べたこととして我々は心の中に熱く皆さんに同情しても理論的に押されてしまふ。非常に不利であつたといふことは申上げてよいと思ひます。強制収容といふことが非常に怪しからんと言ひますから、強制収容といふことは、あなたは強制収容を受けて来たのですか。いいえ受けない。あなたは強制収容を受けないで任合せだつたでしよう。そうすると強制収容があるといふことになりまして、そうするとどうしても行かなければならぬ。だとすれば早く行く。そうすれば仰々しい迷惑を受けるような、そういう争ひまで受けなくて行けるという考え方が違ひます。どうか。こゝう私申上げましたら、そういうことも言えまして。いろ／＼一時間ほど応答したわけでありまして。

○中山壽彦君 私は今初めて私の自宅に患者代表が参りまして、氣持よく会見いたしました。向うの申しますのは、自由党、改進黨その他において修正に反對だといふけれども、修正には賛成しかねる、このことははつきり申上げる。併しながらあなたがたの本幸な立場について同情する点においては自分は人後におちない。従つてあなたがたの福利増進のためにはどういふことをしたならばいいかといふことについては、今日まで苦慮を重ねてきたのであつて、いずれにしてもあなたがたを満足させるためには第一に金の用意が要る。金というものはすでに今年度の予算も皆さんが承知されたような状況に進んでおるので、今直ちに右から左に金をとつて、皆さんに満足を与へるといふことは非常に困難である。併しながら、来るべき来年度の予算には、できる限りのものをとつて皆さんの福利増進に寄与したいと思つた。併し今年度においてもたとえ僅かの金でも融通がついて皆さんの福祉にプラスになることであるならば、そういうことの実現については努力いたしたい。これは率直な僕の意見だから誰にもお伝へを願いたい。そのとき体にならぬように十分自重されたがよいのじやないか、こういうふうによつて歸

しておきました。そうすると十分も経たなうちに闘争本部からというので電話があつて、私電話に出ました。今日は国会の最終日だといふことになつていますが、この改正法案を流して頂きたい、こういうことを闘争本部ではお願いをする、こういうことでありましたから、私は流すといふことは御同意しかねる、それだけ御返事しておくといいことで電話を切つておきました。こういう状況があつたといふことだけを申上げておきます。

○林了君 それに関連いたして、私のほうからも今日できましたことを報告いたしますが、たび／＼参つております。ところが電報が、この案を若しここで掘り潰さなければ、如何なる事態が発生するやも知れずといふ電報が、もうこれ十数回入つております。それから本日留守宅に参りまして、丁度おきませんので書面を置いて参りました。書面には、どうしても今日きめるこの案は掘り潰してもらいたい。そして若し掘り潰してもらわない場合は如何なる事態が発生するかもわからんといふことを申し添えておきます。どうか先生にはこの旨をお伝へ願いたいといふ書面でありました。そういうこととが書いてありますので、私がお会いできれば却つて私はいさめてやりたい、あなたもがたがたといふことを言つてやりたいと思つております。本日多くさん見えておるといふ話であります。が、私はこういうことをやれば世間が大体厚生委員会は何をしてゐるんだといふことになりまして、そうしてああやつてあちらこちら患者が歩くといふ

ことは、患者自身のために非常によくはない。私は見通しといふものは、我々ができる範囲内といふことはあるもので、ここが我々の最後の点だといふところの見通しをつけたらば、一応私はそれでやつて行きたい。それで全力を尽してこの法案を先ほど廣瀬小委員長からのお話がありまして通り、これは法律は改正に改正をして行けばいいので、私はその点を一つ強く要望いたしまして、彼等のためには全力を尽してやつて来たのだといふ精神は私たちが皆さんも同じだと思ひます。どうか一つ余り長びかせないよう、今日はこの法案を一つ何とか皆さんによつて御審議頂いて結論を出して頂くことを私は要する次第であります。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言はございませんか。

○常岡一郎君 只今のことでちよつと申上げますが、私のところにも今日七名ほど参りまして朝一時間ばかり会いました。どうぞ掘り潰してもらいたいといふ趣旨でありました。私はあなたがたから頭の判断までしてもらわなくともよろしい。あなたがたのために早く通すことが必要だと思へばそのほうに賛成します。あなたがたのために考へてやります。ただ今あなたがたがこゝういふ行動を起されまして、これは非常な正しい意見を述べたこととして我々は心の中に熱く皆さんに同情しても理論的に押されてしまふ。非常に不利であつたといふことは申上げてよいと思ひます。強制収容といふことが非常に怪しからんと言ひますから、強制収容といふことは、あなたは強制収容を受けて来たのですか。いいえ受けない。あなたは強制収容を受けないで任合せだつたでしよう。そうすると強制収容があるといふことになりまして、そうするとどうしても行かなければならぬ。だとすれば早く行く。そうすれば仰々しい迷惑を受けるような、そういう争ひまで受けなくて行けるという考え方が違ひます。どうか。こゝう私申上げましたら、そういうことも言えまして。いろ／＼一時間ほど応答したわけでありまして。

○委員長(豊森芳夫君) 速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(豊森芳夫君) 速記を始め

只今多数の委員諸氏からの発言もございまして、らい患者が多数国会の附近にデモを敢行して参つておることは、公衆衛生上、或いは又患者のためにも極めて不穏当である、こういう事情に対して厚生省は如何なる対策を持つておられるのか、今後どうして行かれるのか、そういう点について厚生省当局の御答弁を願いたいと思ひます。

○國務大臣(山縣勝見君) らい予防法案の審議に關連をいたしまして、らい患者が国会に陳情のために許可を得ずして参つておられるのであります。が、これに對しましては、厚生省としては昨日も閣長を呼びまして、閣長からできるだけ懇切丁寧にそれらの患者に話を聞かしてくれ、折角国会においでしては先生がたが審議をされておることでもあるし、又この暑い中でもあるまいから、病院に帰つて、そうして国会の審議に信頼して頂くようなふうにして、一時間も早く引取つてもらうように説諭をいたして参つておるのであります。で、その後只今私どもこうして厚生委員会に出席いたしておりますが、現実には詳細に承知いたしませんから、先ず以てできるだけ説諭をいたして、できるだけ事を荒立てないやうに、早く帰つてもらふやうな方法で只今手を尽している次第であります。

なお又昨日も参議院の議長から公式に厚生大臣に申入がございまして、先般来たが、かような事態であつてそれに対しては公式には申入れをしなかつたけれども、にち／＼の面会所において一般の面会人等に対していろいろ支障もあり、なお又この国会の内外において、議員或いはその他の人々にも非常な迷惑をかけておるので、できるだけ善処を願ふという方針の申入れがございまして、で私はその点を事務当局にも直ちに伝えまして、關係の向きとよく連絡をとつて、できるだけ早く患者が納得をして帰るやうな手をつくすように今手配中でありまして、ただ併しまだ今報告を受けたところによりますと、患者が院の内外と申しますが、まだおられますやうであります。なお今後手をつくしたいと思つておる次第であります。

なお又詳細は、關係の政府委員から御報告をいたしたいと思ひます。

○政府委員(會田長宗君) 只今大臣から概略のこととお話しになりましたのであります。私どもいたしまして、座り込みを続けておるやうな状況に對し、極力場所を勧告いたしたのでありますけれども、私どもの力を以てどうしても説得できずに誠に申訳ない状態にございまして、こちらの参議院の先生方の御努力によりまして、患者が一応全生園に皆帰つてくれたのでございまして、私どもとしては今後いろいろと国会のほうにいろいろ陳情するとか、或いは連絡するとかいふやうなことはいくら／＼他に書面を以て、或いは電話、電報といふやうないろいろな方法もあることであり、又人を介してでもできることであるからともかく療養所に入所して療養に従ふべきものだ、あなた方はそこで静かにしていってもらいたいということを極力説きま

して、そうして外に出ないやうに警戒もし、又そのように奨めてもおつたわけでありまして、だん／＼こちらの御審議が進んで参りますやうに、患者先生方のお話がございまして、患者も焦燥の念に駆られるやうなところから、遂に所員の説得に従ひ続けず、前回は一通出て参りましたが、又昨日から相当数まとまつて外出するやうな事態が出て参つて誠に私どもも遺憾に存じておる次第でございまして、外へ今般出ました患者に對しましても、これは所長は未明に患者が出ましたためにいつ脱出したかというそのときを確認しておらないわけでありまして、あとに早速こちらに連絡して参り、それで早速所長自身も職員を数名連れ出て参りました、そして患者に場所を極力勧めたのでございまして、到頭患者を集めて帰ることができませんで、昨日は到頭こちらに夜を徹したやうな状況でございまして、本日によりまして昨日よりも若干名増加しておるやうでございまして、又この全生園の内部におきましてもこの相当に出るというやうな動きがございしたのであります。が、これはいろいろ極力慰撫し、外へ出た者はこれを連れ帰るやうにと折角努力をいたしておるわけにございまして、所といたしましてはこの前にも一応御説明申し上げたやうに極力説得によつて外出を止めるやうな方法を講じておるわけでありまして、併しながらなかなか療養所の地域的な關係というやうなもの、或いは職員の手不足、こういうやうなもののためにこれを絶対に脱出を防止するやうなことができないやうな事情にございまして、若干名のものが外へ出るに至つ

たということ極めて申訳ないと存じておる次第でございまして、今後とも全生園だけではございせんので、各療養所に対しては、今日全生園に集まつております患者のうちで他の療養所に入所中の患者がおりますので、これらに對しては、皆一時帰省という許可を得ていながら帰省いたさずこちらに來ておるやうな事情にございまして、よく／＼本場に親が危篤であるとか、よく／＼の事情にございませんならば、漫然とした帰省というやうなものはこの際許可しないやうな措置をとつておるやうな次第なのであります。

大体療養所を脱出したしました事情を申上げた次第でございまして、

○政府委員(山口正義君) 現在参り込めております患者に對しまして説得を続けておりますことは、只今大臣或いは事務局長から申上げた通りでございまして、どうしても説得に応じない場合に公衆衛生上のいろいろの影響も考えられましたので、昨日患者が出て参りましたということがわかりましたので、直ちに東京都に連絡をいたしまして、東京都の幹部を厚生省に招致いたしました、どうして説得に応じない場合の対策を協議いたしました。東京におきましても知事を中心として現在どういふ対策をとるかということを検討いたしておる次第でございまして、

○山下肇信君 当局の御説明でよくわかつたのでありますが、私はあの昨日今の難詰的言辭を彼らに浴びせまして、速かに退去を求めましたときに、その中の一人が申しますのは、もう押えようたつて押えられない、先生の言われるやうに止めようと云つても止め

られない、もう今国の療養所から統々上京中であつて、相当多数の者が集まるやうになつておるので、これは如何ともし難いことであります。言わば我々は我々が勝手にしますやうなことで、それならもう僕たちも君らを見ることができないやうなやうなことで、藤原委員の申されたやうに喧嘩別れの形になつたのであります。が、私もそのときに思ふのは、それが若し事実ならば非常な不穏な情勢であると私は考えます。而も全国から患者が統々と上京するやうなやうな、或る療養所のごときは全員が出ておるやうなやうなことがあるとまで昨日面談所に来ておりましたものは申しておりました。若し事実とすれば私はただ単に国会附近に集合しておる若干のデモ患者のみの対策ではござんないではないか、こう考えます。又それから、どこへ集合いたしますか、どこへ帰るか知らないが、まあ東京都で申しますには、全生園等の所内におきましても万一のことがあつてはならないと考えています。が、そういうことには對しましては或いは当局は先般来から少し楽観的な考えを持つておられたのではないかと、やうなやうな氣持もするのであります。が、万般のお手配というものが講ぜられてありますかと、いふことを私は念のために承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(會田長宗君) 私どもいたしましてはできるだけ手段は講じておるつもりでございまして、

○委員長(豊森芳夫君) 他に御発言はございせんか、さつき政府当局の答弁に對してもございせんか。

○廣瀬久忠君 厚生大臣に念のため伺いしておきますが、私は前から申

しております。この患者の家族の保護制度につきましては、二十九年から生活保護法というふうなものによらず、独立の制度を立ててもらいたい。全額国庫負担でやつてもらいたいというのと、それから患者のための治療研究所を二十九年から是非やつて頂きたい。これに対して委員会が一ぺん御答弁頂きたいと思つておりましたが、それに対する御答弁を願いたい。

○國務大臣(山縣見君) 廣瀬委員の御質問に對してお答えを申し上げますが、先ほど小委員長の報告を拝承いたしまして、その委員長報告の内容の中での主たる二件について只今御質問がございましたのでお答え申し上げますが、らい患者の家族に対する生活保護の問題につきましては、前回当委員会におきましては、御質問の際に申し上げましたのは、生活保護法の運用を最高限度にいたしてということをお上げましたが、それはすでに予算案も組まれておりまして、本年度の措置といましては、らい患者の家族のために運用の面で最高限を考へたいという意味で申し上げたのであります。併しその後いろいろ委員会において各位の御熱心なる御質問或いは御討議を承り、なおかつ私自身といたしましては何とかしてこのらい患者の家族に対する援助を考へたいというのの氣持は、先般藤原先生の御質問の際にも申し上げた通りであります。いろいろ考へ、なお又その後検討いたしましたので、本年度はもう予算編成も終了いたしましたこととでございます。何でありますか、来年度においては只今お話のようなふうな、生活保護法とは別建ての国の負担において何とかこれを實現いたすように

誠意を以て努力をいたし、その實現を期したい、かように考へてゐる次第であります。なお研究所の問題を申し落しました。研究費も同様本年度は千萬円の研究費を出すことによつてこの研究をしたいと思つておりますが、これ又本年度の予算編成も終了いたしましたこととでございますので、来年度のい治療等を中心としまして、研究所の實現に對して只今申し上げましたと同様、誠意を以て努力をいたしたいと、かように考へております。

○江田三郎君 今後の運びですが、一応先ほど小委員長の方から報告があつたのですから、小委員長の報告に對して質問があれば先ずして申すつもりで、さらに小委員長の報告に關連して政府のほうへ質問がある人は質問する、こういうことが順序上いいのじやないかと思つてから、そのようにお願いしたいと思つております。

○委員長(堂森芳夫君) 先ほどの廣瀬委員の御質問と、ちよつと前の多數の議員のいろいろ発言があつて、政府から答弁があつたということとちよつと關係のないこととございまして、一つ前のいろいろ意見の關連に對して政府の答弁があつた、こういうことに關連してもう御発言はないか、こういう意味で私尋ねたのでございまして、前、前の問題について御発言がなければ次の問題に移りたい、こういうふうな考へます。

○江田三郎君 前の問題に關連して當局のほうで考へになつてゐることはよく分りましたが、ただ私も今の御説明のように極力納得せしめる、この精神でやつて頂きたいと思つので、先ほど午前中の湯山君から問題にされ

ましたように、何か屋敷を大臣のほうで食ふなといふたことと、大臣のほうではそうじやなかつたことと、こととございまして、患者のほうにはそういうふうな伝つておつた。だからそういうのが出たかわかりませんが、そういうのがあつたと却つて感情を刺激していろいろ起さなくともいいトラブルを起すことになりまして、そういう点についてはよく注意してやつて頂きたいということをお願いしておきます。

○湯山勇君 私はこれは患者に會つたわけじやないのです。直接厚生委員室の係りのかたに會ひましたところが、出た者には飯なんか持つて行く必要はない、こういうまあ昨夜持つて行つたことを大臣がお咎めになつて、決して持つて行つちやいかなというふうな御命令があつたというのでお尋ねしたわけでありまして、關連いたしまして私ちよつとだけお願いしたいのですが、今私どもがこの重要ならい予防法案を……、私は今患者の人達に對しても或る憤りを持つてゐるわけですが、これは常岡先生からあいつうふうにおつしやいまして、何んと申しましても現在の氣持を冷静に返すということには可なり努力を要するわけですが、こういう氣持の中で審議しなければならぬといふことは非常に残念に思つております。併しこれもしかたないと思つております。

○江田三郎君 併し厚生省の係りのかたが今のうちに屋敷を持つて行くことを止めるというふうなことをなされば、これはやはり生きてゐる人ですから腹が減つて来ればいつどこへ行つて食ふべからぬかわからないのです。成るほど警戒していらつしやるけれども、併しあいつうふう

に許可を得ないで出て来た人達がどこかの飲食店へ入つて、或いはどんな暗闇に紛れてどういふところに行つて食へて来るかわからない。こう考へますと、飯を持つて来ることを止めるというふうなことは私はやはり厚生行政として当局のほうとしてとるべき態度じやないのじやないか、食事を持つて来てやることによつて彼らを分散させないといふことも一つの途であるといふこととさへ私はこの段階においては考へられるのです。で、大臣の御答弁が決して食事を持つて来てはいけないうふうな指図はしてないのだ、命令はしてないのだといふようなことをお聞きしまして安心しましたのですけれども、係りのかたははつきりそう申しておりますので、又あいつうふうなことがあつてもいいかと考へますので、どうかさういふふうなことをないようになつて、私達が冷静な氣持であの人達のために審議ができるような環境を早く作るように全力を挙げて頂きたいと思つております。

○山下義信君 たびたび発言して恐縮なんです。併し、只今湯山委員から私は重大な御発言があつたと思つて、先ほど厚生大臣はさういふことを言つたことではない。今の御発言によりまして厚生省の係官は大臣が言ひ付けたのだ、こういうことを言つてゐるということとあります。若し係官が言ふことが事実ならば大臣はこゝで虚偽の証言をされたといふことになる、大臣の言われたことが真実ならば係官は誤つたことを言つてゐるということになる、私は人を追及しようと思ひませんけれども、只今の湯山委員の発言を私は軽々に聞き流すといふことはできないと思ひま

す。これは議事の進行に妨げにならない程度で委員長はどういふふうなその点を明確にされますか、ということとを私は伺つておきたいと思つております。

○委員長(堂森芳夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始め。先刻の湯山委員の発言、更にそれに関連して山下委員の発言されましたデモのらい患者に對して厚生省当局が食料を提供することを禁止した、こういうふうな事実があるかないか、その真相については委員長が調査いたしまして皆様方に御報告申し上げる、こういうことで如何でございませうか。

○委員長(堂森芳夫君) どういふふうなことをいひましたか。

○委員長(堂森芳夫君) 「それではいよいよ」と呼ぶ者あり。

○委員長(堂森芳夫君) それではちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始め。それでは先に戻りまして、小委員長の報告について御質疑がございまして、併し御発言願ひ、更に同時に政府に對する質疑も併せてお願いいたすことにいたします。

○藤原道子君 私は小委員長の報告について御質問いたしたいと思つて、お互いになつてくばらんに話合つて来たわけなんです。先ほどの御報告には委員長の私見といふようなものでも御発言があつたのにもかかわらず、あの委員会全体としてもこれは重大な問題である、議員の審議權に關係する問題で

ある。だから大臣が私に述べられまし
た先ほど来生活保護の問題は、各委
員に申上げてゐるから速記録を見て
もらいたい、こういう御答弁があつた。
私はそのことに對しては、大臣が速
記録を見ると言われたのだから、速
記録が出るまではこの審議を進めるわ
けには行かない。少くとも大臣は各議
員の質問に對しては何回でもお答えに
ならなければならぬ。若し間違
うといけませんからというやうなこと
があつたときあつたかと思ひますけれ
ども、信念を持つてお答えになつてい
るのであれば、決して間違ひがあるべ
きものではないと思ふ。従つて私は、大
臣の速記録ができるまでは法案審議を
進めるわけにいかんということを上
げたはずなんです。皆様もそれをお認
めになつて、これは重大なものである
から大臣の速記録ができるまでとい
うことはお認め願ふと思ふけれど
も、夕べの皆さんのお話について大
臣の速記録を幾ら……。それでそのこ
とは専門室へお願いしまして、速記録
の速かなる御提出を求めて來ましたこ
とも、小委員長は御承知だと思ふ。こ
ころがそれが未だに出て來ない。こ
ういふことはやはり審議の過程の一つ
の問題であらうと思ふのです。大きな問
題だと思ふ。けれども夕べ折角と
あられる御原さんが今日の法案審議
でに随分御協力下さつて、もう会期も
ないのだからというやうなことで、私
は法案審議に御協力を申上げて來た
といふこともあなたが御承知の通りだ
と思ふけれども、そういう本場に審議の
過程においてあつたことについては、
委員長は何らお触れにならなかつた。
こういう点は私は誠に遺憾であります

が、わざとお落しになつたのでござ
いましょうか、如何でございませう
か。

○廣瀬久忠君 只今の御質問、あれは
本委員会の際に大臣との質疑應答があ
つたのでございませう。それで速記録の
問題は、小委員会にはないわけなん
です。そこでそれはいいです。いいで
すけれども、それが足りないのなら附
加してもよろしいと思ひます。けれど
もあの問題を特に落したという意味で
はないので、本委員会のほうのときの
問題でありますから、で、私はなくて
もいいのである。こう思つたわけ
です。

○藤原道子君 確かに本委員会で起つ
た問題ではあるけれども、らい予防法
案について特別の質疑をしたときなの
であつて、らい予防法を附託されまし
たところの小委員会の審議において
は、これは重大な問題だと思ふ。従
いまして私は附加して頂きたいと思
ひます。

○廣瀬久忠君 私も決してそれは大臣
の答弁がよかつたとは思つて思つてい
ません。重大だと思ひます。思ひます
が、そのことあるが故に、ほかの進行
ができないというのではないのじやな
いかと思ふ。

○藤原道子君 いや、あなたそれはあ
なたの見解でしよう。これは本場に重
大な問題でございませう。けれどもそ
れは今申上げてゐるでしよう。御原さ
んの折角のあれで、昨夜やかに小委
員会でお話の際に、私はこれが穏や
かにまとまるならば、大臣に釈明を求
めて、それで御協力は申上げましょ
うといふことは昨夜申上げた。です
からそれを審議をしないとは言つてお
りま

せん。

○藤原道子君 関連して……、お互に
大分疲れておりますし、いろいろ記憶
違いがあるかと思ひますが、第一、只
今藤原さんの言われたことにつしまし
ては、これは大臣に御質問を藤原さん
からされまして、又速記録というの
はまだできて來ておりませんから、そ
の件につきましては留保をいたして、飽
くまでも藤原さんの質問の権利と申し
ますか、権限を留保するといふこと
で、この話合いができたと私は記憶し
てゐるのでありますが、あまり夜遅く
りでありましたから、或いは私の申上
げることが違うかも知れませんが、そ
ういふことだと思ひます。

○藤原道子君 私は今藤原さんが言
わましたのは昨夜のこと、審議の過程
を今日は御報告になつたと思ふ。だ
からそれを審議の過程の経過報告とし
てお加えを願ひたい、こういうことを申
上げてゐるのですから、その故に、私
が審議を妨害しようとか審議しないと
かいう意味じやございませぬ。それは
御原さんとは紳士協約がございませ
すから、それに私は信頼したいと思
ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 小委員長に申
上げます。お願いいたします。

○廣瀬久忠君 それならば藤原さんの
質疑に對して大臣の答弁が、速記録を
見るといふことであつたが、速記録が
できておらんといふことで、大臣に對
してあなたが御質問になつたといふこ
となつておつたといふことを附加せ
ばよろしいですか。

○藤原道子君 そうでなくて、結局審
議の過程においてそういうことが起つ
たんですね、それで質問を留保してあ

る。速記録ができるまで、大臣が速記
録を見てくれと言われたのだから、速
記録を見るまで質問を留保するとい
ふことであつたのでございませう。け
れども、それがどうしても間に合わない
、幾度か小委員会のときに催促をした
けれども、速記が編輯してゐる間に合
わないううちに、昨夜の段階に入つ
た、でございませうから、私は皆さん
とお話合ひの上で、それならば大臣に御
質問申上げて、大臣から御釈明を願
つて終りにいたしますようといふこと
になつたはずであります。

分際と言ひますが、それを明らかにし
て頂きたいと思ふのであります。

○廣瀬久忠君 それは私はその折衝を
する前に、これをやはり非公式であり
ましたが、やはり小委員会の懇談会か
何かでありませうか、私は三つの点
くらいしかどうも修正の案が作れない
が、これを以ていろいろ折衝をして見
ようと思ふが、これを以ては是非公
式の皆さんにお諮りをするやうな非公
式のものであつたとは思ひますが、あ
りましたときにやはり皆さんにもお耳
に通じていると思ふのですが、そして
私はその三つの問題を持ちまして政
党にも、大臣にも友人にも話しました。
或る場合には、友人と話す場合には議
員の資格でも個人の資格でもありま
したし、又大臣とお話したときは私は
やはり委員長という資格でお話を申上
げて、一向差支えないと思つてそう
いふ公けの問題を折衝したものであり
ます。そこで私は、やはりこの問題は
しか二十何日かに大臣と自分が会つた
結果どうだ、だから私は今の腹案、試
案といふものは大体こんなやうな試
案をもつてゐるのですといふことを一
皆さんに申上げたことがあるといふ記
憶をもつておられます。どうも小委員
会は速記がないのですからここにどう
も記憶の間違ひなどもあつても知れ
んが、私はそういう小委員長の資格を
もつて大臣と折衝したと、こう思つて
おります。

○山下義信君 小委員長の資格で御
見になるといふことは、即ち小委員
会を代表して御会見になつたといふこ
となるのでありまして、そういう場合
には私も通例にはこういう問題で御
会見するという小委員会の総意を提

○山下義信君 小委員長の資格で御
見になるといふことは、即ち小委員
会を代表して御会見になつたといふこ
となるのでありまして、そういう場合
には私も通例にはこういう問題で御
会見するという小委員会の総意を提

○山下義信君 小委員長の資格で御
見になるといふことは、即ち小委員
会を代表して御会見になつたといふこ
となるのでありまして、そういう場合
には私も通例にはこういう問題で御
会見するという小委員会の総意を提

○山下義信君 小委員長の資格で御
見になるといふことは、即ち小委員
会を代表して御会見になつたといふこ
となるのでありまして、そういう場合
には私も通例にはこういう問題で御
会見するという小委員会の総意を提

○山下義信君 小委員長の資格で御
見になるといふことは、即ち小委員
会を代表して御会見になつたといふこ
となるのでありまして、そういう場合
には私も通例にはこういう問題で御
会見するという小委員会の総意を提

○山下義信君 小委員長の資格で御
見になるといふことは、即ち小委員
会を代表して御会見になつたといふこ
となるのでありまして、そういう場合
には私も通例にはこういう問題で御
会見するという小委員会の総意を提

○山下義信君 小委員長の資格で御
見になるといふことは、即ち小委員
会を代表して御会見になつたといふこ
となるのでありまして、そういう場合
には私も通例にはこういう問題で御
会見するという小委員会の総意を提

○山下義信君 小委員長の資格で御
見になるといふことは、即ち小委員
会を代表して御会見になつたといふこ
となるのでありまして、そういう場合
には私も通例にはこういう問題で御
会見するという小委員会の総意を提

○山下義信君 小委員長の資格で御
見になるといふことは、即ち小委員
会を代表して御会見になつたといふこ
となるのでありまして、そういう場合
には私も通例にはこういう問題で御
会見するという小委員会の総意を提

会見になり、御折衝になるのが私は当然ではないかと考えるのであります。が、小委員長は、これを小委員長の資格で会つたとおっしゃるならば、これは当然小委員長報告の中には書くべきである。即ち小委員長報告としてなすべきである、そういうことが小委員会の総意に基かずして勝手に政府と御会見になつたということになると、若干の問題があるかと思いますが、それは一応別として、只今小委員長の報告に述べられました、その点は、小委員長として会見したのだということでありますれば、当然小委員長報告の中に私はお述べになつていいことだと思ふ。然るに小委員長はこの点に關しましては自分は個人的立場で厚生大臣に会つたのだ、こういう趣旨のことが先ほどの御報告の中にはあつたように思ふのであります。私の聞き間違いであつたかどうかと思ひますが、いま一応お調べ下さいまして、小委員長が政府に会つたといふことは、私の独自の立場で会つたので、こういうことをお述べになつておるやに記憶いたすのであります。私も非常に疲勞しておるから、記憶間違いがあるかも知れませんが、私のメモにはそう書いてある。而もそのことは、私の小委員長報告をメモいたしましたのに見ますと、厚生大臣が七月二十三日に患者の家族の保護の問題、即ち生活保護法の問題で質疑応答がありました。その前に会つておられるように只今報告があつたのであります。従ひまして、小委員長はあなた個人の立場でお会いになつたといふふうな前回報告があつたのであります。その点をもう一度確認をお願いします。個人の立場で御会見になつ

たことならば、先般参議院規則百五條によりまして、あなたは自分の独自の見解を述べた点は個人の意見であるから、これは取り消すとおっしゃつた。従ひましてその点はやはり取消しの中に入るのか、或いは公式の小委員長の立場から政府と交渉せられた、その点を報告せられたならば、それは速記から取消されるという範圍の外にあるわけでありまして、その点を御明確に願ひたい。そして厚生大臣とお会いになつて、厚生大臣の見解が生活保護法とは別建にあるのだという見解を御承知に相成つたのは、生活保護法關係の質疑応答が行われました前でありまして、あとであつたかといふことを一つ御説明を願ひたいと思ふのであります。

○廣瀬久忠君 お答えいたします。私が二十三日にこういうようにしたのであります。小委員長は独自の立場から厚生大臣の責任ある答弁を得ると共に、最小限度に絞つた修正試案を以て折衝をして、その結果を見た上で審議を続けようとするに至つたと、このときに実はあなたがたに御相談したのであります。私が二十三日に御相談をして、二十七日の第八回の小委員会において、小委員長は独自の立場から、所長の命する例の静居三十日を十日以内に、それから患者家族の生活保護に關する特別制度の創設、研究所の設置という三點に關する修正試案を以て折衝した結果が報告された、そのときに、つまり二十七日に厚生大臣と私が会つたのか何かわからんが、二十七日のときに、厚生大臣は二十九年からこう／＼こうしてやろうといふことを私に話した。それで私と厚生大臣との質疑応答があつたのは、それらの話よりずっと前です。

○山下義信君 二十三日はお会いにならなかつたのですな。

○廣瀬久忠君 二十三日はあなたがたと御相談をして……

○山下義信君 それでは会つておられない……

○廣瀬久忠君 いや、第六回小委員会です。だから会つておりますよ。そのときにあなたがたと御相談をして……

○山下義信君 厚生大臣には会つていないのですな。

○廣瀬久忠君 この日には厚生大臣には会つていないのです。その後です。二十四日か五日か知りませんが、その後二十七日に私があなたがたに発表しておるわけなんです。そういうわけなんです。それよりずっと厚生大臣と私たちがこの問題について質疑応答をやつておるわけなんです。そんなことになつておりますな。

○山下義信君 その程度でよろしうございませう。速記へ残つておりますのが間違いがあつたらいいんから質すのであります。念のために……、先ほど御訂正もあつたわけでありまして、大事なことでありますので、あとの藤原委員の質疑とも関連があるので、私は報告を確めたいと思つたのであります。その今の厚生大臣とお会いになつたのは小委員長としての公式の立場であつたのだと先ほど御答弁になつたのです。独自の立場といふことは、つまり小委員長としての公式の立場であつたと、こういう解釈でよろしうございませう。

○廣瀬久忠君 私は、小委員長が独自の立場といふことだから、小委員長の資格で、こう思うのがな。

○山下義信君 個人ではないと……。もう一つたしかめておきたいことは、これで終りなんです。私の質疑は、只今、参議院規則の第百五條によりまして、委員長は委員長報告に私見を加えてはならないといふことで、その御削除になりました点ですが、その御削除になりました点、どこからどこを御削除になつたのでございませうか。実は只今小委員長としてその資格において厚生大臣に会つて、患者の生活、患者家族の生活保護問題についての政府の所信を質し、こういうふうな政府は言つたのだと、こうおつしやつた。そのことを最後にあなたがたは、これは廣瀬の私見であるが、私は患者の家族の生活保護についてはこういうやり方で、つまり厚生大臣の答へられたそのやり方で、且つ又、研究所の明年度の設置と、これらの点でこの辺で我々は収めたいといふことで、私の個人的見解であるがこうだといふことをお述べになつた。それを参議院規則の百五條によりまして全部お取消しになつたのです。そういたしました、小委員長として政府の所信を質されたことが、後には私の個人の意見であるがとおつしやつたのであります。これはお取消しになるのか、或いは小委員長として報告に残されるのかといふことをおきめお願ひなければ混同の虞れがあるのではないかと考えますので、どちらかおきめを願ひたいと思ふのです。

○廣瀬久忠君 私は、先ほど私見を述べた点があるじゃないかといふことでしたら、私見を述べた点はないつもり

なんだが、併し報告を見るとそうあるから、私見を述べたところがあるならこれは取消せようといふことを申し上げたので、どこも私見を述べたといふことをはつきり申上げてはおられない。これは速記を見ればわかる。そういうことを述べておられない。ただ私の述べた点に私見があるのなら、これは違法状態になるなら取消してもよろしうございませう、こういうわけなんです。私が小委員長として折衝してこゝで申し上げるのは、私の私見じゃないと思ふ。事実を申し上げたので、厚生大臣がこう言つたと、それを私は御報告申し上げたので、私は私見を言つたのではないので、事実を御報告したと、こう私は考へる。

○山下義信君 私見はちつとも混つておらんとおつしやると、私は大変困るのですが、はつきりしておきたい。これは自分の個人的見解であるがと述べられたので、私は耳をそばだてたのであります。その点は一つはつきりおきめを願ひたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 廣瀬委員おわかりになりましたか。

○廣瀬久忠君 ちよつと今わからなかつたのですが、もう一度お願いいたします。

○委員長(堂森芳夫君) 山下委員に申し上げますが、廣瀬小委員長はさつきのあなたの御発言がよくわからなかつたと言ふのです。もう一度御発言なさいませうか。

○藤原孝君 非常な暑さで、それで昨日夜十時頃までやりましたものですから、お互いに非常に頭が混亂しておるのです。それで廣瀬小委員長も連日の御苦闘で非常にお疲れでございますの

で、どの点／＼と言われましても、はつきりわからん点がありますので、一応廣瀬小委員長と私とそれから専門員のはうではつきり御相談いたしまして、その間非常に時間がかかると思ひますから、厚生大臣に対する御質問を始めて下さいましたら如何かと存じますか、如何でありますようか。

○委員長(堂森芳夫君) 如何でしよう。

○山下義信君 私の質問に關しての神原委員の御提議につきましては了承いたします。私も質問進行いたしております間に只今の小委員長報告につきましては、どの点を削除されたのか、どの点を削除されないのかという事を明確に御調査を願ひますことは神原委員の御提案に御一任申し上げます、その間質問を続行いたすことに異議ございません。

○委員長(堂森芳夫君) 然らば神原委員の申出のように取計らいます。然らば厚生大臣に対する質問をお願いいたします。

○藤原道子君 私はこの際厚生大臣に御質問を申し上げたいと存じます。

私が申し上げるまでもなく現行預防法は明治四十年に制定されて、當時は立法の動機は浮浪らい患者の強制隔離收容のための法規でありまして、その内容も又取締法規としての面のみが強くその内容となつていただけでございます。従いまして今回法の改正では第一条本法の目的に明示することくに医療、患者の福祉並びに予防の三つの面を包含いたしまして、社会立法的な性格を持つに至りましたことは大いなる進歩と思われれるのであります。併しながら、法の内容の實質におきま

ては、現行法の強制による患者の取締りの觀念が依然として踏襲せられ、法の随所に頭をもたげてゐるわけでございます。かかる点を案するが故に、他に訴えるべき途も持たない患者たちにとっては厚生大臣こそが真に親として縋りつく思ひでお訴へしてゐるのだと思ふのでございませう。そこで何とぞ大臣にお願い申し上げたいことは、本当にあなたのはかに頼るものがない、社会からも見捨てられたような立場にある患者にとりまして、どうか温かい親心を持つて一つお答えをお願いいたしたいと存するのでございませう。

現在におきますら、予防の問題は、治療医学の進展と患者の知的、道徳的水準の向上というやうな、こうした二つの面が昔とは違つて來てゐるのだという事を度外視いたしましては正しい解決はなし得ないのではないかと、私はかように考えるものでございませう。これに反しまして一般社会の人たちのらい及びらい患者に対する觀念は依然として、何ら過去のままの非科学的な理由のない或いは恐怖、或いは嫌惡の状態に止まつておるのでございまして、この觀念こそが患者をして一家の破滅となるやうな秘密を暴露されることを恐れ、そして療養所へ入所するのを恐らせ、らい予防を困難にならしめてゐるのだと存じます。らい予防の推進は強制検査、強制入所、或いは囚人にも等しいところの所内秩序維持等によつて行われるものでは断じてない。社会に対するらいの科学的な正しい啓蒙によりまして、過去の因襲的通念を払拭することによつてのみらい患者の精神的重圧を減じ、みづから

進んで療養所に入所することによつてのみ真に達成せられるものであらうと存するのでございませう。ところが今回の法の改正に當りまして、その内容を見ますとき、私どもは誠にさびしさと申しませうか、失望を禁じ得ないものでございませう。政府はらい予防法の実施に當りましては家族の強制検査であるとか、或いは強制收容は絶対にを行わない、飽くまで勧奨によりたいと再三再四言明しておられるのでございませうが、二十八年度のらい予防関係の予算を見ますと、家族の検査費や、患者收容費に重点が置かれておりまして、勧奨のための費用や或いは宣伝費といふやうなものは殆んど計上されてないやうな実情にございませう。これは明らかに勧奨よりも強制入所に重点を置かんとする政府の意圖を露骨に示したものでないかと私も案ずるものでございませう。この点について政府當局は在所患者に対しては飽くまでもこれを勧奨で行く、従つて原則として強制收容の対象は浮浪らいであるといふことを申されておるのでございませうが、この点につきまして大臣にしかと御答弁をお伺ひいたしたい。この点が一番患者の心配しておられるところでございませうが、特に御親切なる御答弁を頂戴いたしたいと存じます。

○國務大臣(山縣勝美君) 只今らい予防法について、患者の主として自由について尋ねてございませう。この前の委員会においても幾々申述べました通り……、なおその前にお断りをいたして置きたいと思ひますが、前に速記録云々と申しましたのは私の言葉が足りませんことがございませうので、この際私は釈明をいたして置きます。た

だ患者の同意の問題について、御答弁を申し上げましたので、他意なく、又いろいろ言葉の相違によつて云々考えました次第であります。これはいづれにいたしましても釈明をいたします。

なお今患者の自由については、これは新しい法律においてもその点を相当考へていたしておりますことはたび／＼政府委員からお話をいたしております通りであります。只今主としてお尋ねの点はそれらの考え方に基づいて在在所と仰せられましたが在在所であらうと思ひますが……。

○藤原道子君 在宅です。

○國務大臣(山縣勝美君) 在宅患者について、主として勧奨によつて、いわゆる強制入所を命じますのは浮浪らいに限るのでないか、又さういふふうにお尋ねだと思ひます。私も考え方についてはその通りであります。浮浪らいについてはさうな強制收容等のことをいたすと、それがまあ主眼です。但し法は嚴格に解釈いたしますと必ずしもさうでありませんが、在宅患者につきましてはできるだけ勧奨でやる。又それが理想であり、又現実にもさうなふうに通算をいたす。併し最後、在宅患者でも伝染の憂ひがあつたりいろいろなことをいたしまして療養所に入つてもらつて治療をやるのがいいという場合において十分に勧奨に手を尽くして、その上なお且つ入所して頂くことができないという際においては最後の手段として法はやはりそれらの人々に対して、いわゆるどう言いまするか、強制と言ふと甚だ本當の氣持が現われぬのでありますけれども、法

の建前として入つて頂くことを最後の最後、いわゆる強制をするということとは法の建前としては規定いたしてあります。併しこれは運営の面において、いわゆる浮浪らいを主眼として、そして先生の仰せられるやうにそれが主たる目的である、こゝういふやうに考へ、又今後の運用もさうにいたして行く、これは從來政府委員が御答弁を申上げておる通りであり、又先生が主としてお考へになつておる通りであります。

○藤原道子君 勧奨といふ点でございませうが、飽くまでも勧奨でやるということとは繰返し／＼御答弁を頂戴いたしておりますと同時に、從來も又さういふことがあつたはずなのでございませうが、今まで社会のい／＼な因習的觀念と申しませうか、らいに対して非常に恐れておると同時に、いづれは遺傳である。こゝういふ点から随所に悲劇が起つておる、でございませうからこれは是非とも社会の人々に十分らいが伝染病である、さうしてこの項ではプロミン等新薬もできておるので入所して治療するならば治る希望があるのだといふやうなことがもつと宣伝されましてならば、私は今こんなことは余り論議せられなくても解決がつくと思ふ、ところが從來におきまして殆んどこのらい思想の普及であるとか、らいに対する考へ方を十分啓蒙教育するといふ点においては、殆んどなされてないのです。ところが今度はつきり法律に規定してあるにもかかわらず、こゝのらい思想の普及宣伝といふやうな点であります、何と申しまして今度の予算におきましては僅かに二十三万しか載つてない、ところが二十二、

○國務大臣（山形勝見君）

の所内秩序の規定、これらにつきましましては大臣はどのように運営を考えておられることになるか。私は過日参考人を本院にお呼びいたしまして、ここに速記録もちゃんとあるのでございますが、参考人の人たちは口を合わせて、所内の秩序維持は、このような法案はあつてもなくとも同じだ、それよりも私は濶かい相互信頼が必要であるというようなことを述べておいでになるのです。私はこういう点につきまして、大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。法律があつたつてできない現実を、どうぞお考え願ひたい。

○國務大臣(山縣騰見君) この所内の秩序の維持につきましては、二つ前

私は申上げたことでございますが、その前、たしか先生の御質問に対してお答えいたしたように思いますが、やはり最後はいわゆる療養所でありまして、いわゆる監禁をする場所でありませんか、要するに治療をして一日も早く退所して頂くことが目的でございますから、そのためには、これは人間の集團生活ということとは、各々人間は感情の動物であり、又いさ／＼日常生活には不満もありましよう。併しその間にはやはり秩序を守つてそうして整然として秩序の中に初めて本来の治療ができることでありますから、そこにはやはり患者の諸君にも温かい気持を持つて、お互いに相互信頼のうちにこの秩序を保つて行くということが、私は法の精神を守り、又法の運営においてもその精神で行くべきだと確信をいたしております。その故に私は個々の些細なことは、私の口から申しませんが、さような意味で如何なる法律の運用に當つても、政府委員も御答弁申上げて

おりまする通りいたすつもりであります。又今回法の改正に当りまして、やはりそういうような気持で、これは見方によつては不十分かも知れませんが、少くともさうな気持でやつておると私は信じておるのであります。殊にこれは運用の問題でありますから、私は全く同感でありまして、さうに運用いたすように指導監督いたしたいと考えております。

○高野一夫君 委員長にちよつとお願いしたいんですが、この厚生委員会は、何遍もこれをやりまして、同じような質問が何回も出ている。ですからどうやつて頂きたいんですが、前に繰返し繰返し同じような質問をやつたところで、大体答弁はもう同じような答弁を聞かれています。我々も何回も聞いたわけですから、すから一つ整理して頂いて、議事の進行を図つて頂くようにお願いしたいと思つております。

○藤原道子君 私は過日の小委員会におきまして、最後の仕上げといたしましてこの十三項目に対しては、なお大臣の明確なる御答弁を頂いて、その上で結論を出すということに相成つておるのでございまして、あなたは聞きなれておわたりか、わからないけれども、政府のやり方について私たちはなお納得しがたい点がございまして、一つ御答弁をお願いいたします。私もやはり委員の一人といたしまして、その点は強く要望いたしておきます。(「打切つてもらいたいな」と呼ぶ者あり)

○委員長(堂森芳夫君) 御静粛に願います。

○藤原道子君 委員長諸君にお願いするんです。私はこういうことは言いたくないんです。ところが本院はあの小委員会におきまして、初めはみんなを改正するといふ意気込みだつたんです。改正の項目を並べたんです。私の出席のなない委員会におきまして、私が意図しているところの改正の要点が全部出たんです。ところが審議しているうちに一月、二月となつて、ついに原案を通さうとしているんじゃないやありませんか。こういう事態から本日のこういう問題が起きてきているんです。もつと温い気持ちになつてやつてもらいたい。私は何も与党だからといつて数でやるのは反対です。患者を収容することにやりまして益するのには誰ですか、患者は家庭を破壊されて行くんです。そうして患者を収容するのは誰によつて利益を受けるのは、お互い全体の社会人が利益を受けるんです。社会の公共の福祉のために患者が入院する。その患者に何の罪があるかといふことになる。これは患者には罪はない。不幸にして病氣になつた人が収容されるのでございまして、それに対してはもつと温かい私は親心が必要だといふことを繰返しお願いしておるのはそこにあるんです。従いまして同僚委員には御迷惑かも知れませんが、本委員会には患者が五人もいる、宗教家が三人もいる、女性議員が三人もいる。それでいてなお非人道的な考え方による問題がすら／＼と行くことに対して私は了承できないんです。もつと当委員会が本当にその氣になつたならばこの法案改正ができないはずはない。悪いといふことは皆認めておる。けれどもこれが押切られている。今日の段階において、

野党である我々はおもつてこの審議に協力しようとしておる。

○高野一夫君 聞き捨てならん言葉でありますから御注意願う。

○藤原道子君 私は了承できない。高野委員のお言葉に了承できない。それなら大臣にお尋ねいたします。過日私が本委員会において繰返し／＼お尋ねいたしたときには、飽くまで生活保護法でやるのだといふことでそこから一歩も出なかつた。ところが過日廣瀬委員に對しまして特別措置でやるのだといふことを言明なさいました。いふことを伺つております。私はこの患者の家族の生活の保障は、らい問題の解決に對しましては何にも勝つて大切なものだと思つて存じます。本日に家族の生活が真に保障されますならば患者の入所の大半は解決するのではなからうか。こういうふうな考へております。が、これに對して大臣が飽くまで生活保護法でやるのだ、そうして保護の枠があるから特別の措置といふことはできない、こういうふうなことを再々繰返し御質問いたしました。が、そういう御答弁でございまして、我々が廣瀬委員から特別措置でやれといふようなお答えを大臣から頂いたといふことは御報告を受けております。従いまして大臣はこの点に對しましてどういふお考えでおいでになるかといふことをこの際明確にして頂きたいと同時に、私はこの生活特別措置でやるといふし、私はその際、らい患者の家族の特別措置に對してはどの程度のところまでは保護なさいますお考えであるかといふことにつきましても合せてお伺いをいたしたいと思つております。

○國務大臣(山縣勝見君) このらい患者の家族の生活保護に關しまして只今お尋ねでございしますが、これはこの委員会において各委員から御質問のありましたその際におきましては、本法律案の修正といふことを基礎にしての御質問でございまして、即ち修正と相なりますれば本年度予算に關係のありましますことに相なりますので、併し政府といたしましては昭和二十八年年度の予算案を提出いたし、なお且つ本委員会において御答弁を申し上げた際において、すでに衆議院のたしか本会議も通過いたして参議院に回付されている際であります。政府におきましてはそれに対して組替等の方針をとつておりませんでしたので、本法律案の修正に伴う、即ちいづゆる別建てで参りますと国の負担においては本年度からいふことはできませんので、精神においては先生と全く同感でありますから、さういふ先生といたして考へております。これは将来の問題として、取敢えず本法律案を修正するかどうかといふ問題に關しましては、生活保護法のいづゆる運用によつて最高限参りたい。かように御答弁申し上げたのであります。但しその際にも私が再々申し上げましたことは、らい患者、らい家庭に對しましては私も先生と全く同感に考へておりますので、今後できるだけ我々といいたしまして十分の考慮を払いたしたい。かように申し上げておりました。私も諸先生の御意見も聞き又諸般の情勢も勘案いたしまして、或いは大蔵大臣、或いは閣内においても、或いは私も政党内閣の一員でありますから、それぞれ与党ともいづ／＼協議をいたしまして、そしてそのことを、又藤原先生の御質問が残つておつたと思つてお

りました、或いは残つていなかったら次の委員会において私の氣持を申し上げたいと考へておりました際に、本委員会がなかつて小委員会が續行されておりました間、廣瀬先生が、これはどういふ御資格が私はそこまで詮索いたしませんでした、廣瀬先生もいづ／＼心配になつておりました、どうだろうかといふようなお話のあつた際において、本年度は再々申し上げた通りこれ以上参りませんが、何とか来年度において我々も努力する途もありますから考慮いたしてみたい。ついではいづ／＼なことを相談いたしております。いふことで、結論としては先ほど小委員長の御報告のようなことになりましたといふことでもなくして、私の氣持としては丁度運轉をいたしておりましたが、ただ予算の編成もあり、なお又本年度の予算に關する部分においては一応本年度の予算の枠内において万全を期して参りたいと申し上げておりますので、この点御了承を願いたいと思つております。

〔高野一夫君「委員長／＼」と述べ〕

○藤原道子君 まだ質問中でございしますから……

〔高野一夫君「ちよつと今の御発言で、藤原さんに御相談があるのです。」と述べ〕

○委員長(堂森芳夫君) 議事進行についてです。

○高野一夫君 いやさうでないが、今の発言で重大な問題があるのです。私は藤原先生というかたは実に聰明なるかたと思つて、かね／＼個人的には御人格を推服しておつたのです。そのかたが政府原案に賛成するものはことごと

思があるやに拝承いたしましたして非常に嬉しく存じますが、どうぞまだ結論は出ておりませんので、慎重御審議を頂きまして、私は改正に御協力を願いたいと存じます。

なお私に若しも不穏当な点がございましたらあとで御相談申し上げます。私は何も患者を使嬖しているものではない、それは先ほど来申上げておるはずす。

なんです。私は大衆の意見を、患者の意見を十分聞かなければならん、併しながらこの意見に追随することは間違いないでございます。従いまして私たちはあらゆる方面の考え方を総合いたしました。自分の信念を持って私は発言し

ておる。従いまして私は私の発言に対してまして、皆様がたからとやかく言われることはないと思うのでございまして、何も皆様がた全部が云々というわけではない。非人道的な法律だと私が思うのです。でございますから、その

点はどうぞ御了承を願いたいと思います。

それからなお重ねてお伺いいたしたいのでございます。こういう事態が起つておるから早く法案を制定したい、こう今林委員が言われた、果して政府

当局はこの法案がこのまま原案で通過することが、この事態を收拾すること
に役立つとお考えでございませう
か、その確信がございましてございませう
か、私はその点について大臣並びに
西局長の御見解をお伺いいたします。

○國務大臣(山縣勝見君) 私はこの法案の、先ほどの小委員長の御報告に対して御答弁を申し上げまして、政府として御答弁を申し上げるに將來最善の努力を払いたいと申上げた通りであります。従つて現段階におきまして

は、政府といたしましてはこの原案に只今小委員長の報告された点に対しては賛意を表して、いろいろ困難はありましようけれども、最善の努力を払つて誠意を持つて努力をいたしますという事を申し上げた通りであります。従つて私はこれはいろいろ見方もありましようけれども、なお又今後このらい患者に対しては決してこれを以て終りとは考えておりませんで、今後これはいろいろな角度から検討をいたし、又いろいろな点から改善をいたして、そして今後の完全を期しますこととは当然であります。現段階におきましては一応これが最善の、これはいろいろな観点から見まして又いろいろな条件を勘案いたして最善の案と考へておる次第でありますから、さうに考へました以上、なお又それが国会の意思決定と相成りました上は、それを基本にいたして、国といたしては、政府といたしては最善を尽すという事以外には言えないのであります。又最善を尽し得るという確信をするという事を言わざるを得ないのであります。

○山下義信君 関連質問。私は厚生大臣に対する質問を許して頂いておるので留保しておるではありませんが、私の順番が廻つて来ませんが、私も厚生委員が早く質問を終わりにいたしますことを私は待つておる。先ほど私語いたしましたのは早くおやめなさいということを実は言つたのです。今、藤原委員の質問に重大な御答弁が厚生大臣からあつたのです。これは廣瀬小委員長の報告に関連があるのであります。その点は又あとから何か御答弁があらうかと思つております。

私は厚生大臣に伺いたしたのは先般来から患者の家族の生活保護につきまして、生活保護法一本槍で行くのだと繰返し繰返し御答弁があつたのです。詳しくは速記録を見給へというお言葉であつたわけでありませう。それは先ほど御説明になりました。それは先ほどは、従来の考へ方を変えて、今の御答弁によりまします。昭和二十八年度はも生活保護法で行くのだ、併しながら明年生活保護法についてはいづゆる別立の生活保障についてはいづゆる別立の考へ方で行きたいと考へておるのだ、こういうお話が廣瀬小委員長にもあつたという事です。これは先ほど廣瀬小委員長の御発言でその点が我々といつてもそれは小委員長としての公式な御報告か、或いは私的の御報告の範疇に入るかどうかということをお調べ願つておる最中にごさいますが、只今藤原委員の御質問に對しては、その点を御答へになつたのであります。て、厚生大臣としては、廣瀬氏の資格が公私いづれであつたかは別といたしまして、厚生大臣はこの席で公式に御所見を御発表になりました。私は非常に重大だと思つておる。私は、若し厚生大臣の考へ方であるとして、その家族の生活保護を全額国庫で負担でやるといふ考へ方は大体どういふ御構想になるのかと思つておる。その点を伺いたいと思つておる。

○國務大臣(山縣勝見君) 詳細の点は政府委員から補足をいたさせますが、大体只今、従来からも当委員会においても論議になつております点を勘案いたしまして、生活保護法を以て、患者の家族の援護を、生活保護をいたしております点について、いろいろ秘密の保持であるとか、或いは又どう言ひまするか、援護の対象者を決定いたしまする際に、その他いろいろ問題があるといふことでございませう。これを當委員会においてもいろいろ御意見もあつた点も勘案いたしまして、別立といふことについて実はまだ先ほど藤原委員の御質問にもお答へいたしました通り、いろいろ委員会の御審議の経過も参照いたし、又何とかして私といたしてもこの生活保護の面に対して万全を期したいといふことでいろいろ考へた結果、又又と相談をいたしました結果、さうなことにいたしましたので、具体的にどういふことか、このところまで或いはまだ至つておりませんけれども、少くともこれは昭和二十九年年度の予算を編成いたす際、又昭和二十九年年度の予算編成のいろいろな点、法律改正等を勘案いたしまして、それは少くとも生活保護法からはずして、そして例へば、予防法の中に入れて、二割にあらうして、国の負担に、國の負担と申しますが、國の全額国庫負担であります。そして大体これは先般當委員会においてもいろいろ御意見が出ておりましたから、その点を勘案いたして、いろいろ家族のうちで困難されておるといふ向きに對して生活保護法を以ていたしては万全を期したいといふこともあります。で、できるだけいづゆるらい患者の家族の困難程度等を勘案いたす際にこれを斟酌いたし、又これらの生活保護につきましても実はまだ具体的にどの程度、どの単位といふことを考へておりませう。この点は今後の研究に待つ考へ方の基本を申し上げておることでありませう。それらの点につきましても可能な範囲において考へて行きたい、かような構想を申し上げておること、ございまして、なお今後この考へ方に基いて具体的に今後考へをまとめて行つて、これは委員会等の皆さんの方針、考へを聞いてみたい、かように考へております。

○山下義信君 もう一点たしかめて置きたい。只今の厚生大臣の答弁でやや明確になつた、大筋としては明確になりましたが、そういたしますと、御趣旨によりまします、現在の生活保護法によらないで別立の生活保護の方法をとるといふことになりまします、只今の御答弁の中にありましたように、大体本法を改正いたしまして、その中にやはり法律として規定いたさなければ、この方法はとり得ないように考へますが、その点は厚生大臣はどう考へておられますようか。

○國務大臣(山縣勝見君) らい予防法の改正等の立法措置をとるのかといふお尋ねでございますが……。

○山下義信君 そうです。

○國務大臣(山縣勝見君) 多分さうにいたすことになるだらうと思ひます。さうな只今構想でございます。

○江田三郎君 議事進行について、今本会議が始まつておりました、言うまでもなく今日の本会議はこれは予算の本会議ですから、慣例によりまして、予算の本会議中はいづゆる委員会というものは大体開かんことになつております。議事規則の三十七条によつてきまつておりますので、本日は委員長、散會をお願いいたします。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○廣瀬孝君 関連して。このらいの問題につきましては御承知のような社会情勢がかなりなときであるから、一刻も早く審議を急ぐべきであります。従いまして委員長からこの議長に向つてこの常任委員会は継続されるようにおつしやつて頂きたいと思つておる。

○江田三郎君 とにかく私の勸諭を先にやつて頂きたい、それからあとどうせられるかは委員長のなんぞでやつてもらいたい、議事規則にきまつておりますから、今ベルが鳴つて急がれておるのでこれは仕方がないと思ひます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○委員長(堂森芳夫君) 本日の委員会は予算の本会議も始まつておりますから、これにて散會いたします。

午後五時五十九分散會